

差別のない社会づくりのための ガイドライン

～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～

- ◆ 大阪府は、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、様々な人権課題について、差別の解消に取り組んでいます。
- ◆ 障がい以外の人権課題に係る差別の解消について、府民の皆様理解を深めていただくために、このガイドラインを策定しました。是非ご活用ください。
- ◆ 差別のない、すべての人の人権が尊重される社会を築いていきましょう。

※ 障がいを理由とする差別については、平成25（2013）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、大阪府においては、平成27（2015）年3月に「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を策定（令和3（2021）年3月改訂）しました。詳しくは大阪府のウェブサイト「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」（http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html）をご覧ください。

平成27（2015）年10月
（令和7（2025）年4月改訂版）

大阪府府民文化部人権局



©2014 大阪府もすやん

目 次

1. 「ガイドライン」策定の背景	p1
★ 持続可能な開発目標（SDGs）★	p5
2. 「ガイドライン」策定の趣旨	p6
3. 差別とは	p7
4. 「ガイドライン」活用にあたって	p10
5. 事例から考える差別	p12
(1) 判例	
① 商店における外国人入店拒否.....	p13
② 公衆浴場における外国人入浴拒否	p14
③ ゴルフクラブにおける外国人登録拒否.....	p16
④ ゴルフクラブにおける性同一性障がい者入会拒否.....	p18
⑤ 賃貸建物に関する外国人入居拒否	p20
⑥ 外国人顧客への肌の色に関する質問	p22
⑦ 外国人への無料の資料請求サービスの提供拒否	p23
⑧ 昇格に関する女性に対する不利益取扱い.....	p25
⑨ 入学試験に関する女性に対する不利益取扱い	p27
⑩ HIV感染を理由とする解雇.....	p29
⑪ 地毛が明るい色の従業員に対する黒髪への染色の要求	p30
(2) 人権侵犯事件	
① ハンセン病回復者であることを理由とした宿泊拒否	p34
② 歯科医院による外国人に対する診療拒否.....	p34
③ 外国人に対するレンタルバイクの貸出し拒否	p34

④ 大規模小売店舗における外国人に対する不適切な対応	p35
⑤ 公営プールにおける外国人の利用一律拒否	p35
⑥ 外国人であることを理由とするマンションへの入居拒否	p35
⑦ 外見が外国人のようであることを理由としたアパート賃貸借 拒否	p35
⑧ 在日外国人であることを理由とした採用内定の取消し	p36
⑨ 外国人に対する宿泊拒否	p36
⑩ 外国人を保証人予定者とした不動産賃貸借の仲介申込み拒否	p36
⑪ 外国人に対する英会話教室入会拒否	p36
⑫ 採用試験における性同一性障がい者に対する不適切な質問	p37
⑬ 性同一性障がい者に対する更衣室等の利用制限	p37
⑭ 性別変更した者に対する公衆浴場の利用拒否	p37
⑮ インターネット上の名誉毀損	p38
⑯ インターネット上の人権侵害情報関係	p38
⑰ インターネット上の名誉感情侵害	p38
⑱ インターネット上のプライバシー侵害	p39
⑲ インターネット上における同和地区の摘示	p39
⑳ 同和問題に関する差別発言	p39
㉑ 同和問題に関する差別的発言	p39
㉒ 同和問題に関する差別的発言	p40
㉓ 調査会社による同和地区出身かどうかの調査	p40

6. 相談、紛争解決窓口 p41

(1) 相談窓口

① 大阪府人権相談窓口	p41
② 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口 「ネットハーモニー」	p42
③ 市町村人権相談窓口	p43
④ 大阪法務局	p46
⑤ 大阪府外国人情報コーナー	p47
⑥ ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）	p48

⑦ 大阪府女性相談センター	p49
⑧ 大阪府立母子・父子福祉センター	p50
⑨ 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部 （大阪府）	p50
⑩ 大阪難病相談支援センター（大阪府）	p51
⑪ 社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 ハンセン病 回復者支援センター（大阪府）	p51
⑫ 大阪府医療相談コーナー	p51
⑬ 大阪府労働相談	p52
⑭ 大阪府住宅相談室	p53
⑮ 大阪府教育センターすこやか教育相談	p54
★ 人権相談機関ネットワークについて ★	p55
（2）裁判外紛争解決機関	
① 公益社団法人 民間総合調停センター	p56
② 個別労使紛争解決支援制度（大阪府）	p59
7. 参考法令等	p60
（1）憲法	
① 日本国憲法	p60
（2）条約	
① 国際人権規約	p60
{ ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 （社会権規約：国際人権A規約） ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 （自由権規約：国際人権B規約）	
② あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別 撤廃条約）	p61
③ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子 差別撤廃条約）	p62
（3）法律	
① 男女共同参画社会基本法	p62
② 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）	p63
③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	p65

④ 教育基本法.....	p66
⑤ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律.....	p66
⑥ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）.....	p67
⑦ 旅館業法.....	p68
⑧ 医師法.....	p69
⑨ 保健師助産師看護師法.....	p69
⑩ 薬剤師法.....	p70
⑪ 労働基準法.....	p70
⑫ 職業安定法.....	p71
⑬ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）.....	p73
⑭ 労働組合法.....	p75
⑮ 鉄道事業法.....	p75
⑯ 道路運送法.....	p76
⑰ 貨物自動車運送事業法.....	p78
⑱ 海上運送法.....	p79
⑲ 航空法.....	p80
⑳ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）.....	p80
㉑ 新型インフルエンザ等対策特別措置法.....	p82
㉒ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律.....	p83
㉓ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律.....	p86
㉔ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律.....	p89

（４）条例

① 大阪府人権尊重の社会づくり条例.....	p91
② 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（大阪府部落差別調査等規制等条例）.....	p92

- ③ 大阪府男女共同参画推進条例..... p94
- ④ 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の
増進に関する条例（大阪府性の多様性理解増進条例） p95
- ⑤ 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の
推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例） p97
- ⑥ 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害の
ない社会づくり条例..... p98

（５）その他指針等

- ① インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する
削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針（大阪府） .. p101
- ② 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準（大阪府） p105
- ③ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に
対処するための指針（厚生労働省） p105
- ④ 職場におけるエイズ問題に関するガイドライン（厚生労働省） .. p106
- ⑤ 採用のためのチェックポイント（厚生労働省） p108
- ⑥ 公正な採用のための手引書「採用と人権」（大阪府） p110

1. 「ガイドライン」策定の背景

(1) 国際的な人権保障の枠組み

国連では、人権の尊重が平和を守ることと密接不可分な関係にあり、差別を撤廃し人権を確立することが恒久平和に通じるとの考え方にもとづいて、人権を国際的な問題にとらえ、人権についての国際的な共通の基準を作りました。その最初の成果が、昭和23（1948）年に国連総会で採択された「世界人権宣言」です。

この宣言には法的拘束力はありませんが、考え方は世界各国の憲法や法律に取り入れられ、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

また、昭和41（1966）年には、法的拘束力を持つ2つの「国際人権規約」¹が国連総会において採択されました。国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として、人権保障のための国際的基準となっています。

さらに、個別の人権保障のための様々な条約が作成されています。

世界人権宣言

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

¹ 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（国際人権A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（国際人権B規約）」

（２）わが国における人権保障の取組み

わが国においては、世界人権宣言に先立つ昭和22（1947）年に、「日本国憲法」が施行されました。

日本国憲法では、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」ことが定められており、基本的人権の尊重が柱の一つとして規定されています。

また、国内には、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者、ハンセン病回復者、性的マイノリティなどにかかわる問題や、インターネット上の人権侵害、さらには新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害事例が見受けられるなど、様々な人権問題が存在しています。これらの問題に直面する人たちの人権を具体的に保障するために、日本国憲法の趣旨や国際社会における流れを踏まえ、それぞれの問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。

さらに、平成12（2000）年には、人権教育・啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

日本国憲法

第11条（基本的人権の享有）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

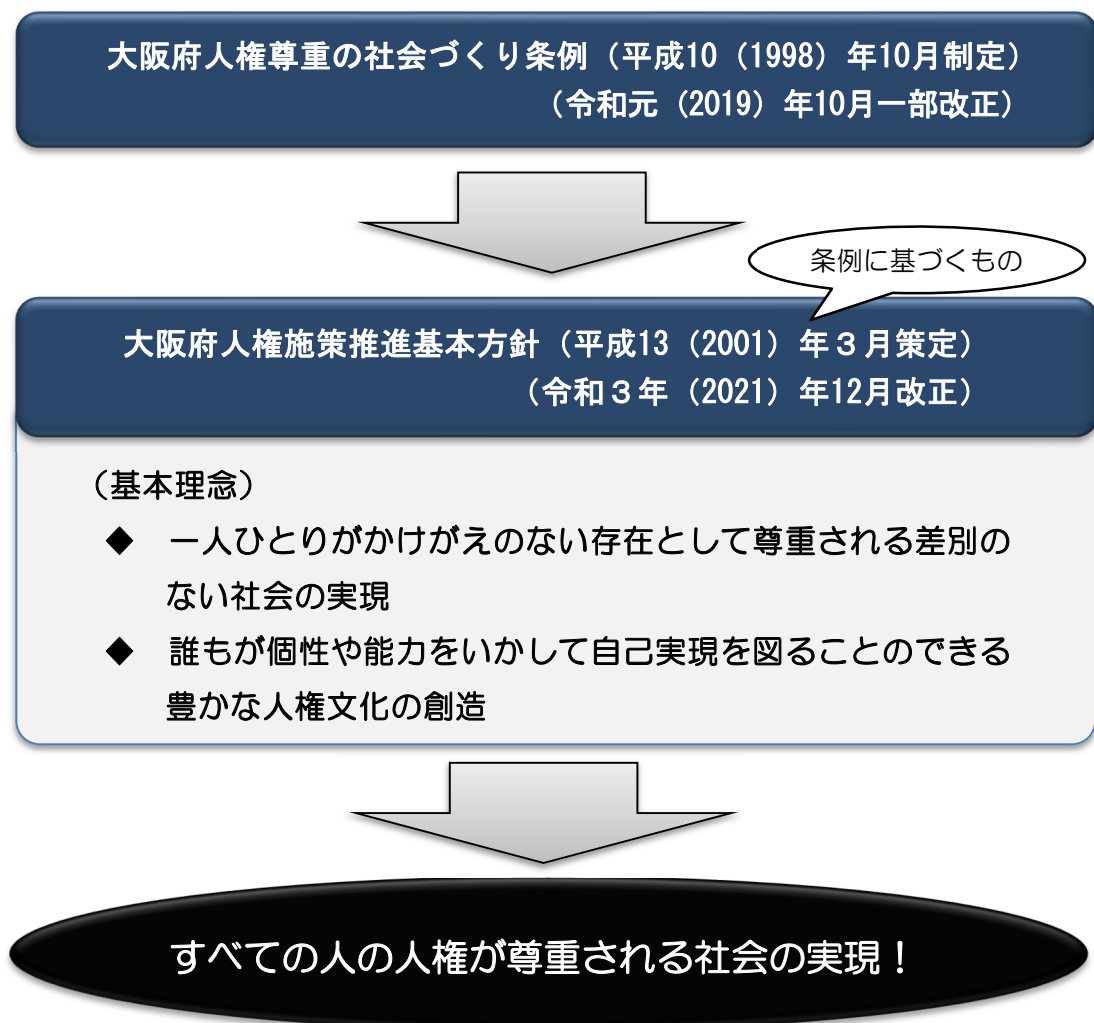
第14条（法の下での平等）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（３）大阪府における人権尊重の社会づくりに向けた取組み

大阪府では、平成10（1998）年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（以下「社会づくり条例」といいます）を制定し、「一人ひとりがかけがえない存在として尊重される差別のない社会の実現」と「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」という基本理念のもと、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、様々な人権課題について、総合的な取組みを進めてきました。

こうした中、近年のネット社会等の社会構造の変化や価値観の多様化等、複雑多様化する人権課題に的確に対応するため、令和元（2019）年に、社会づくり条例を改正するとともに、「大阪府性の多様性理解増進条例²」及び「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例³」を制定・施行しました。



² 正式名は「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」

³ 正式名は「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」

☆大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」は、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざして制定されました。

インターネットは、便利なツールですが、使い方によって人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう事態を招くこともあります。

府民の皆さんは、自らが行為者（※）となることのないようインターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めていただきますようお願いいたします。

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 (令和4(2022)年4月制定、令和5(2023)年10月30日改正)

条例のねらい

この条例は、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざしています。

条例改正では、インターネット上の不当な差別的言動による権利を侵害する情報について、府がプロバイダ事業者等への削除要請等や不当な差別的言動の行為者に対して説示又は助言を行うにあたって、その実施根拠を明確にするための規定等を追加しました。

ここが大切！

①事業者の責務（第6条）

事業者は、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解、インターネットリテラシーの向上、府が実施する施策へ協力するよう務めるものとします。

②プロバイダ事業者等への削除要請等（第12条）

被害者がプロバイダ事業者等に削除要請を行っても情報が削除されず、不当な差別的言動があることが明らかであるなど必要と認めるときは、府は、プロバイダ事業者等への削除要請等を行うことができるものとします。

③情報を発信・拡散した者への説示・助言（第13条）

プロバイダ事業者等へ削除要請等を行ってもなお情報が削除されず、不当な差別的言動に係る情報を発信・拡散した者が明らかであるなど必要と認めるときは、府は、その者に対し、情報の削除に向けた説示・助言を行うことができるものとします。

全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会の実現

国際的に人権保障の取組みがすすむ中、平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ⁴」が全会一致で採択されました。

このアジェンダに記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標がSDGs（Sustainable Development Goals）です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための持続可能な17の国際目標と、169の達成基準、232の指標で構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、アジェンダの前文には、「すべての国及びすべてのステークホルダー⁵は、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。」
「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と明記されています。

これを踏まえ、国では、平成28（2016）年に、SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とした「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、SDGs実施指針を決定しました。

また、大阪府では、平成30（2018）年4月に、知事を本部長とする「SDGs推進本部」を設置し、令和2（2020）年3月にOsaka SDGsビジョンを策定しました。2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsの達成に貢献する「SDGs先進都市」をめざし、府民、企業、市町村等、様々なステークホルダーのみなさまと連携・協力してSDGsを推進しています。

詳しくは、大阪府ウェブサイト「大阪府におけるSDGsの取組み」（https://www.w.pref.osaka.lg.jp/o020050/kikaku_keikaku/sdgs/index.html）をご覧ください。

SDGsの17の目標

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ◇目標1 貧困をなくそう | ◇目標10 人や国の不平等をなくそう |
| ◇目標2 飢餓をゼロに | ◇目標11 住み続けられるまちづくりを |
| ◇目標3 すべての人に健康と福祉を | ◇目標12 つくる責任、つかう責任 |
| ◇目標4 質の高い教育をみんなに | ◇目標13 気候変動に具体的な対策を |
| ◇目標5 ジェンダー平等を実現しよう | ◇目標14 海の豊かさを守ろう |
| ◇目標6 安全な水とトイレを世界中に | ◇目標15 陸の豊かさを守ろう |
| ◇目標7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに | ◇目標16 平和と公正をすべての人に |
| ◇目標8 働きがいも経済成長も | ◇目標17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| ◇目標9 産業と技術革新の基盤を作ろう | |

⁴ 「行動計画」の意

⁵ 「利害関係者」の意

2. 「ガイドライン」策定の趣旨

国際的な潮流も踏まえ、国や大阪府は、人権尊重の社会づくりの取組みを進めているところですが、私たちのまわりでは、今も、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関して、差別が問題となる事案が発生しており、一層の取組みが求められています。

なお、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン⁶」が策定されているため、本ガイドラインは、障がい以外の人権課題に係る差別についても、府民の皆様に理解を深めていただくことが重要であると考え、障がい者差別の解消に関する動きも踏まえながら、平成 27 年度、この「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定しました。

ガイドラインの目的 ①

差別の未然防止

事業者の行為によって発生し、裁判所で違法と判断された判例等をわかりやすく示すとともに、その判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」を例示することにより、差別解消に関する府民の皆様の理解と、事業者の取組みを促し、差別の未然防止をめざします。

ガイドラインの目的 ②

個別事案の適切な解決

大阪府や市町村の人権相談窓口をはじめとする相談窓口や、裁判外紛争解決機関を紹介することにより、個別事案の適切な解決につなげることをめざします。

このガイドラインを活用していただき、差別の解消について、話し合い、考え、理解を深め、差別のない、すべての人の人権が尊重される社会づくりに向けた取組みをさらに進めてください。

⁶ 平成 25（2013）年 6 月に、障がいを理由とする差別の解消を社会において推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、大阪府においては、障がいを理由とする差別について、府民の皆様の関心と理解を深めるため、平成 27（2015）年 3 月に「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を策定（令和 7（2025）年 4 月改訂）しました。

3. 差別とは

日本国憲法は、第14条で、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことを定めています。

また、「人種差別撤廃条約⁷」は、この条約上の「人種差別」を、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と規定しています。

これら憲法や条約の規定のほか、個別の法律の規定の中にも差別に関するものが存在します。これら諸規定を総合的に見ると、人を、正当な理由なく、属性や信条を理由に不利に扱うことは許されないということがわかります。

実際に、特定の行為が差別に該当するかは、正当な理由が存在しているか否か等の事情を踏まえ、個別具体的に判断する必要がありますが、差別のない、すべての人の人権が尊重される社会を実現していくためには、私たち一人ひとりが、どのような行為が差別に当たるのか、どうすれば差別をなくしていけるのかを、常に考え、行動していくことが大切です。

⁷ 正式名は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」

《 差別に関する規定を置く憲法、条約、法律（例） 》



憲法

日本国憲法では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことが定められています。



条約（例）



市民的及び政治的権利に関する国際規約 （自由権規約（国際人権B規約））

人権諸条約の中で、最も基本的かつ包括的なものの一つです。
「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する」ことが定められています。



あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 （人種差別撤廃条約）

人種差別を撤廃する政策等を締約国に求める条約です。「この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」とされています。



女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 （女子差別撤廃条約）

女子に対する差別を撤廃する政策等を締約国に求める条約です。
「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」とされています。



法律（例）



道路運送法

バスやタクシーなどの事業に関する法律です。事業者は、「特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない」ことが定められています。



旅館業法

ホテルや旅館などの事業に関する法律です。「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」等の限られた場合以外は、宿泊を拒んではならないことが定められています。



労働基準法

労働条件などに関する法律です。「労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない」ことや「労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない」ことが定められています。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

雇用分野における男女の機会均等の確保に関する法律です。「労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない」ことや、労働者の配置等について「労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない」ことが定められています。

4. 「ガイドライン」活用にあたって

(1) ガイドラインの見方について

どのような行為が差別に当たるのか、また、どうすれば差別をなくしていけるのかについて、考え、理解を深め、具体的な取組みにつなげていくためには、既存の判例等の内容を知り、理解することが有意義です。

このガイドラインでは、判例については、「判例のポイント」及び「判例の概要」を示すとともに、「判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」の事例」を示します。また、人権侵犯事件⁸については、その概要を示します。

<イメージ（判例）>

【判例①】 商店における外国人入店拒否

《判例のポイント》

○ 街頭で店舗を構えている以上、・・・

判例のポイント(裁判所の考え方の要点)

判例の概要（できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）
当事者
（原告）・・・
事件の概要
・ Xが、・・・
裁判所の判断
・ 人種差別撤廃条約は、・・・
裁判年月日等
平成〇年〇月〇日 ○裁判所

判例の概要

【参照法令】

○・・・

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

◆ 顧客一般を対象として広く営業している商店や飲食店などにおいて、・・・

※ 上記の事例は、あくまでも例示で、・・・

判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」の事例。

なお、これらはあくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

⁸ 法務省の人権擁護機関（法務局、地方法務局又は法務省人権擁護局）が、被害者等から申出を受ける等して受理した、人権が侵害された疑いのある事件（p33 参照）。

(2) ガイドラインで示す事例について

このガイドラインは、障害者差別解消法の制定、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の策定を受け、障がい以外の人権課題に係る差別について、府民の皆様に理解を深めていただくために策定しました。

障害者差別解消法は、差別をなくしていくためには、すべての人のたゆまぬ努力が重要であり、国や地方公共団体による啓発活動を通じ、周知を図っていくこととしておりますが、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論を法で規制することは不相当と考えられるという理由から、個人の行為等を対象としていません。

この考え方を踏まえ、このガイドラインは、事業者と個人の間で生じた不当な差別的取扱いの判例等を分かりやすく紹介することを中心に作成しました。

このガイドラインで示す事例については以上のとおりですが、当然、個人間であっても、差別的行為は許されません。差別をなくしていくためには、すべての人のたゆまぬ努力が重要です。

事業者以外の府民の皆様におかれても、是非、このガイドラインを活用していただき、差別の解消について、理解を深めてください。

(3) ガイドラインの見直し

このガイドラインは、女性、子ども、高齢者、同和問題、外国人、HIV感染者、ハンセン病回復者、性的マイノリティなど、障がい以外の人権課題に関して、商品・サービス、福祉サービス、公共交通機関、住宅、教育、医療、雇用など日常生活や社会生活に関わる分野を広く対象として作成しました。

しかしながら、現時点では、判例や人権侵犯事件は数多く存在しているわけではなく、すべての人権課題や分野を網羅できているわけではありません。

今後、判例や人権侵犯事件の蓄積、関係する法令の改正状況等を踏まえ、必要に応じて、このガイドラインを見直していきます。

5. 事例から考える差別

(1) 判例

わが国では、すべての分野についてではありませんが、不当な差別的取扱いの禁止等を規定している法令があります。そのような分野の事業者は、それらの法令を遵守して事業を行う必要があります。

また、個別の法令で規律されているか否かに関わらず、不当な差別的取扱いが民法上の不法行為にあたる場合には、そのような行為を行った者に損害賠償の責任が生じることになります。

実際に、どのような行為が不当な差別的取扱いとして違法になるかは、それぞれの事案ごとに、具体的に判断されることとなりますが、ここでは、不当な差別的取扱いとして違法になる恐れがある行為について理解していただき、その未然防止を図るため、裁判所において違法と判断された判例を紹介するとともに、判例から導くことができる不当な差別的取扱いの例を示します。

【判例①】 商店における外国人入店拒否

《判例のポイント》

街頭で店舗を構えている以上、店は道を歩く顧客一般に開放されており、経営者は、顧客対象を限定したり、入店制限をしたりしてはならない。

判例の概要 （できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告）ブラジル人X
（被告）宝石店の店主Y

事件の概要

- ・ Xが、宝石店に入店し、ショーウィンドーを眺めていたところ、Yが、どこから来たのかを問いかけた。
- ・ Yは、Xの返答によりブラジル人と分かった、「この店は外国人立ち入り禁止だ」などと言い、店から出て行くよう要求した。
- ・ Xは納得せず、Yと問答を繰り返しているうちに、Yは、店内に張ってあった「外国人の入店は固くお断りします」等と書かれた紙を指し、また、「出店荒らしに用心！」と題した警察署作成のビラを外してXの顔に近づけた。また、「店から出なければ警察を呼ぶ」と言い、電話をかけ警察を呼んだ。

裁判所の判断

- ・ 人種差別撤廃条約は、憲法優位の下、国内法としての効力を有する。個人に対する不法行為に基づく損害賠償請求の場合には、同条約の規定が不法行為の要件の解釈基準として作用する。
- ・ 警察署が作成したビラは、店主に対し心構えを説いたものであって、客の眼にさらすべき性質のものではない。
- ・ 一般に街頭で店舗を構えている以上、日本人であると外国人であることを問わず顧客一般に開放されているというべきである。
- ・ 本件のような店舗を構える経営者には、顧客対象を限定したり、入店制限を行うとか、被紹介者に限るとか、完全な会員制にするとかの自由はない。
- ・ Xには一般の顧客として何らやましい態度は見受けられないにもかかわらず、ブラジル人と知っただけで追い出しをはかったYの行為は、その考え方において外国人をそれだけで異質なものとして邪険に扱うところがある。また、その方法についても見せてはいけな張り紙などを示してXの感情を害した上、犯罪捜査に関する警察官を呼び込むような行為は、あたかもXを犯罪予備軍的に取り扱うものとして妥当性を欠く。
- ・ 本件入店拒否は、Xの人格的名誉を傷つけたものといわざるを得ず、民法第709条、第710条に基づき、精神的苦痛を慰謝すべき責任がある。

裁判年月日等

平成11（1999）年10月12日 静岡地方裁判所浜松支部
→ 確定

【参照法令】

○民法（抜粋）

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（財産以外の損害の賠償）

第710条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

- ◆ 顧客一般を対象として広く営業している商店や飲食店などにおいて、外国人、高齢者、ハンセン病回復者、性的マイノリティであることなど正当とは認められない理由により、入店や商品・サービスの提供を拒否すること。
- ※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

【判例②】 公衆浴場における外国人入浴拒否

《判例のポイント》

公衆浴場は、法律上の許可を得て経営されている公共性を有する施設であるので、国籍、人種を問わず、利用が認められるべきであり、外国人の利用を一律に拒否することは不合理な差別である。

判例の概要（できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告）ドイツ国籍を有する者X 及び
アメリカ国籍を有し、後に日本国籍を取得した者Y ほか
（被告）公衆浴場Pを経営する株式会社A

事件の概要

- ・公衆浴場Pでは、ロシア人船員らが来店し、土足で店内に入場する、浴室に酒を持ち込み、飲酒しながら大声で騒ぐ、身体に石鹸をつけたまま浴槽に入る、浴槽に飛び込むなどの迷惑行為をすることが多く、他の利用者からの苦情が寄せられていた。
- ・Aは、グループ企業が経営していたサウナ風呂が、同様の事態により利用者が減少し廃業した経緯も踏まえ、「外国人の方の入場をお断りいたします。JAPANESE ONLY」という張り紙を掲示し、一律に外国人の利用を拒否することにした。
- ・X及びYらは、公衆浴場Pを訪ね、入浴券を購入して入場しようとしたが、従業員から入浴を拒否された。
- ・その後、Yは日本国籍を取得し、改めてPを訪ねたが、従業員から「あなたは白人であり、外見上は日本人であることがわからないから、入らないでください」と言われ、入浴を拒否された。

裁判所の判断

- ・本件入浴拒否は、実質的には、外見が外国人に見えるという理由によるものであり、憲法第14条1項、国際人権B規約第26条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、私人間においても撤廃されるべき人種差別にあたる。
- ・Pには、営業の自由が認められる。しかしPは公衆浴場法の許可を受けて経営される公衆浴場であり、公衆衛生の維持向上に資するものであって、公共性を有するものといえる。したがって、希望する者は、国籍、人種を問わず、その利用が認められるべきである。
- ・入浴マナーに従わない者に対しては、マナーを指導し、それでもマナーを守らないのであれば、市や警察の協力を要請するなどして退場させるべきであり、また、入場前から酒に酔っている者の入場や酒類を携帯しての入場を断るべきである。その実行が容易でない場合があるからといって、安易にすべての外国人の利用を一律に拒否するのは明らかに合理性を欠く。
- ・外国人一律入浴拒否の方法によってなされた本件入浴拒否は、不合理な差別であって、社会的に容認しうる限度を超えているものといえるから、違法であり不法行為にあたる。

裁判年月日等

平成14（2002）年11月11日 札幌地方裁判所
→ 控訴（札幌高等裁判所）棄却
→ 上告（最高裁判所）棄却
→ 確定

【参照法令】

○憲法（抜粋）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○自由権規約（国際人権B規約）（抜粋）

第26条 すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

○人種差別撤廃条約（抜粋）

第1条 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

◆ 公衆浴場、公共交通機関など公共性を有する施設等において、外国人であることや身体にアザがあることなど、正当とは認められない理由により、利用を拒否すること。

※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

【判例③】 ゴルフクラブにおける外国人登録拒否

《判例のポイント》

私的な団体であっても、一定の社会性を持つと認められる場合には、いかなる者を会員にするかについて、完全に自由な裁量はなく、日本国籍者であることを会員の登録要件とすることは認められない。

判例の概要（できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告） 日本で生まれ育った韓国籍の者X（A株式会社の代表取締役）
（被告） Bゴルフクラブの経営者Y

事件の概要

- Bゴルフクラブにおいては、プレーイングメンバー制度（法人会員について、代表取締役等を登録者としながら、それ以外の者（＝プレーイングメンバー）にも施設利用の利益を付与する仕組み）を設けている。なお、プレーイングメンバーは、登録者と異なり、施設内のメンバーボードに氏名が表示されないなど、登録者の地位に比べ制約がある。
- 法人会員であるA株式会社の登録者は社員Cであったところ、A株式会社は、登録者をX（プレーイングメンバー）に変更する申請を行った。しかし、Yは、Bゴルフクラブにおいては、登録者変更要領や入退会規定により、登録者を日本国籍者に限定していることから、認められない旨回答した。

裁判所の判断

- ゴルフクラブは、娯楽施設としてのゴルフ場の利用を通じて、会員の余暇活動の充実や会員相互の親睦を目的とする私的かつ任意の団体であるから、その内部関係については、私的自治の原則が広く適用される。しかし、今日ゴルフが一般的なレジャーの一つとなっていることを背景に、会員権が市場に流通し、会員募集等にも公的規制がなされていることから見れば、ゴルフクラブは、一定の社会性をもった団体であることも否定できない。そうすると、ゴルフクラブは、自らの運営について相当広範な裁量を有するが、いかなる者を会員にするかという点について、完全に自由な裁量を有するとまでは言えない。裁量を逸脱した場合には違法との評価を免れない。
- 憲法第14条は、国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人間の法律関係に直接適用されるものではない。しかし、個人の基本的な自由や平等が侵害され、その侵害の態様、程度が社会的に許容し得る限界を超えるときは、民法の諸規定等によって適切な調整が図られるべきである。
- 本件において、登録者の資格条件として日本国籍者であることを課すことは、今日の社会通念の下では合理的理由を見出し難く、いわゆる在日韓国人であるXの生い立ちと境遇に思いをいたすとき、日本国籍を有しないことを理由に変更申請を承認しなかったことは、憲法第14条の趣旨に照らし、社会的に許容し得る限界を超えるものとして、違法との評価を免れない。

裁判年月日等

平成7（1995）年3月23日 東京地方裁判所
→ 確定

【参照法令】

○憲法（抜粋）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

- ◆ 会員権が市場に流通しているなど一定の社会性を有すると認められるゴルフクラブやリゾートクラブなどにおいて、外国人、高齢者、性的マイノリティなどの会員登録を、正当な理由なく拒否すること。
- ※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

【判例④】 ゴルフクラブにおける性同一性障がい者入会拒否

《判例のポイント》

私的な団体には構成員選択の自由が認められるが、会員権が市場に流通しているなど閉鎖的な団体とは認められない場合には、合理的な理由なく性同一性障がい者の入会を拒否することは許されない。

判例の概要 （できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告）生物学的には男性であったが、性同一性障がいと診断され、性別適合手術を受け、戸籍上の性も女性に変更した者X（A社の代表取締役）
（被告）ゴルフ場を経営する株式会社（被告会社P）及びそのゴルフ場を運営する権利能力なき社団（被告クラブQ）

事件の概要

- ・ 被告クラブQは株主会員制であり、入会には被告会社Pの株式購入が必要であった。
- ・ A社は、被告会社Pの株式を購入し、入会に必要な書類を提出した上で、Xを記名者として入会を申し込んだが、被告クラブQの理事会は、Xの性別変更を理由に、入会を認めないことを決定し、その旨を原告に通知した。

裁判所の判断

- ・疾患を理由として不合理な取扱いをするのが許されないことは自明である。本件入会拒否当時（平成24（2012）年）の社会情勢からすれば、性同一性障がいが医学的疾患であったことは公知の事実であったといえる。
- ・被告らは、被告クラブQの会員の一体性を重んじる私的かつ閉鎖的な団体であると主張するが、被告会社Pの株式がゴルフ会員権市場において広く一般に取引されていること等に鑑みれば、閉鎖的な団体であるとは到底認めがたい。
- ・被告らは、Xの入会を認めることによって既存会員に強い不安感や困惑が生じ、被告クラブQの運営に支障が生じるおそれがあると主張するが、Xは戸籍のみならず、声や外性器を含めた外見も女性であり、また、女性用施設を使用した際に特段の混乱等は生じていないことからすれば、危惧するような事態が生じるとは考え難い。
- ・本件入会拒否は、自らの意思によっては、いかんともし難い疾患によって生じた生物的な性別と性別の自己意識の不一致を治療することで、性別に関する自己意識を身体的にも社会的にも実現できたというXの人格の根幹部分をまさに否定したものにほかならない。これによりXが被った精神的損害は、看過できない重大なものといわざるを得ない。
- ・被告らが構成員選択の自由を有することを十分考慮しても、本件入会拒否は、憲法第14条1項及び国際人権B規約第26条の規定の趣旨に照らし、社会的に許容しうる限界を超えるものとして違法というべきである。

裁判年月日等

平成26（2014）年9月8日 静岡地方裁判所浜松支部

→ 控訴（東京高等裁判所）棄却

→ 確定

【参照法令】

○憲法（抜粋）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○自由権規約（国際人権B規約）（抜粋）

第26条 すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

- ◆ 会員権が市場に流通しているなど一定の社会性を有すると認められるゴルフクラブやリゾートクラブなどにおいて、外国人、高齢者、性的マイノリティ

などの会員登録を、正当な理由なく拒否すること。

- ※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。
また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

【判例⑤】 賃貸建物に関する外国人入居拒否

《判例のポイント》

外国籍であることを理由に、賃貸借契約の締結を拒否することは、合理的な理由がなく、許されない。

判例の概要（できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告）韓国籍の夫婦Xら（在日韓国人三世）
（被告）賃貸建物の所有者Y

事件の概要

- ・Xらは、猫を飼うことができる賃貸物件を紹介してもらうため、不動産仲介業者Aを訪れた。Aの代表取締役Qは、猫を飼えるかどうかはYに相談しないと分からないとしつつ、Yの所有する物件（本件建物）を紹介した。
- ・Qは、Xらが直接Yに会って、猫を飼育させてもらえるよう頼めば、Yも了解するだろうと考え、Aの事務所で、XらとYを引き合わせた。しかし、Yは「前に本件建物を貸した人が韓国の人で入居中に本件建物の柱や窓枠をピンク色や青色のペンキで塗り、そのままにして退去してしまった。それを塗り直したりしてリフォームするのに苦労した。猫の飼育を認めると、本件建物に損傷を与えるし、臭いが残るので、リフォームが大変になる」などと言って断った。
- ・Aは、Xが在日韓国人関係団体の幹部を務める立派な人であることを示して説得を試みたが、Yは「ああ、韓国の人か」というような言い方をして反応し、説得に応じなかった。Yは、自分の母とも相談すると言ってAの事務所を後にした。
- ・Yは、帰宅後にAに電話し、「リフォームの件があるので断ってほしい。リフォームで後日もめるのは困る。母が怒っている。」などと言った。Aは、Xに電話し、Yが賃貸を拒否してきたことを伝えた。
- ・なお、Yの母は、以前、リフォームで苦労した経験から、韓国人その他の外国人には賃貸しないという考えを強固に抱いており、後日、Qに対し、「次の賃借人を募集するに当たってリフォームをするような外国人はやめてほしい」などと言った。

裁判所の判断

- ・ Yは、本人尋問で、Aの説得があれば、猫の飼育を例外として許すことがあると供述しているにも関わらず、本件では、「ああ、韓国の人か」と発言して説得に応じず、Qへの電話では「母が怒っている」旨発言している。このような事実の経過によると、Yは、当初猫の飼育に難色を示していたが、Xが韓国籍であることを知り、猫の飼育のみならず、韓国籍であるXらに賃貸するとなると、決定的にYの母の意向に反すると考えて、到底、賃貸することはできないと判断し、賃貸借契約を拒絶したものと推認される。
- ・ Yは、契約締結の自由を有しており、家屋の損傷等が生じることからすると、猫を飼育したい者との賃貸借契約の締結を拒否することは許される。しかし、Yは、これに加えて、Xらが外国人、特に韓国籍の者であるという理由から賃貸借契約の締結を拒否したものであって、具体的な事情のいかんを問わずに、その国籍を理由として賃貸借契約の締結を拒否したものだといえるから、なんら合理性を有しないものとして、憲法14条1項の禁止する差別にあたるといえる（Yは、Xらに対する不法行為責任を免れない。）。

裁判年月日等

平成18（2006）年1月24日 神戸地方裁判所尼崎支部

→ 控訴（大阪高等裁判所）棄却

→ 確定

【参照法令】

○憲法（抜粋）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

- ◆ 入居申込者が外国人、高齢者、ひとり親家庭などであるという理由だけで、賃貸借契約の締結を拒否すること。
- ※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

【判例⑥】 外国人顧客への肌の色に関する質問

《判例のポイント》

外国人顧客からの賃貸住宅の照会に対して、肌の色について、直接、あからさま、かつ執拗に問いただす行為は、人格的利益を毀損する違法なものである。

判例の概要（できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告）インド国籍を有する外国人X
（被告）不動産仲介業者A及びその従業員Y

事件の概要

- ・賃貸住宅を探していたXは、Aに電話し、自己がインド国籍を持つ外国人であること、外国人に賃貸してくれる住宅を探している趣旨を伝えた。
- ・これに対し、Aの担当者Yは、「肌の色」はどのような色であることを質問した。Xが答えに躊躇していると、Yは重ねて「皮膚の色」はどのような色であるかと言葉を言い換えて質問した。Xが「皮膚の色ですか」と反問すると、Yは「普通の色ですか」と聞いてきた。Xが「普通の色とはどういう意味ですか」と聞き返すと、Yは「日本人みたいな色です」と説明した。
- ・Xは、このようなYの質問に驚き、怒り、かつ失望して、電話を切った。

裁判所の判断

- ・Yの発言は、外国人顧客であるXの照会に対して、相手方の人格的利益ないし人間としての尊厳と直結している肌の色を当人に直接質問するというものであり、しかも、その趣旨を、「皮膚の色」であるとか「普通の色」、「日本人のような色」などと再三言いかえをして、あからさま、かつ執拗に問いただすものであるから、Xの人格的利益を毀損する違法なものであること甚だしく、Yが不動産仲介業者の担当職員として十分な経験を有するものであることを思えば、このような行為に及んだことは、明白な過失があるものと認めることができる。
- ・Yは民法第709条により、不法行為により被った損害を賠償すべき義務がある。
- ・また、Yの行為は、Aの業務の執行についてなされたものであることが明らかであるから、Aは民法第715条により、損害賠償の責に任すべきものである。

裁判年月日等

平成15（2003）年1月14日　さいたま地方裁判所
→ 確定

【参照法令】

○民法（抜粋）

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（使用者等の責任）

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

◆ 顧客に対し、正当な理由なく、人種、民族、疾病などについて、執拗に質問すること。

※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

【判例⑦】 外国人への無料の資料請求サービスの提供拒否

《判例のポイント》

誰でもアクセス可能なウェブサイトにおいて資料を無料送付する旨宣伝している場合、資料請求者が外国人であることのみを理由に、資料の送付を拒否してはならない。

判例の概要 （できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告）永住者として日本の在留資格を取得したトルコ国籍を有するX

（被告）会員制の中古車販売業者専用のネットオークションに参加することができる加盟店を募集している株式会社A

事件の概要

- Xは、Aとの間での加盟店契約の締結に向けて、Aが運営するウェブサイト上の資料請求のための入力フォームに氏名等の所定事項を入力して送信し、加盟店契約内容等に関する資料の請求をした。
- Aの従業員は、「加盟頂く際の審査基準として日本国籍の保有者の方を対象としておりますので外国人の方には資料の送信を見合わせて頂いております」などと記載したメールを返信して資料送付を拒絶する回答をした。
- これに対し、Xは、「何言うてるの？やってることはさべつやで。」などと記載したメールを返信し、被告の対応に抗議した。
- Aの代表者は、「帰化されて国籍を取られた方であれば契約可能ですが、日本国籍の方でも加盟前のヒアリング及び質疑応答、メールやり取り等にて契約内容を履行されない可能性がある」と判断された方、及び弊社理念を共有できないと判断された方などの場合は弊社における審査基準により加盟契約をお断りする場合がございます。」などと記載したメールを返信した。

裁判所の判断

- Aを含む株式会社は、その経済活動の一環として契約締結の自由ないし営業の自由を有し、いかなる者と契約を締結するか否かについては、法律その他の特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができる。
- しかし、Aが契約締結の自由ないし営業の自由を有することを考慮してもなお、憲法14条1項の規定の趣旨に照らし合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて原告の法的利益を侵害すると認められる場合には、民法上の不法行為に当たると解するのが相当である。
- Aは、資料送付サービスの主たる目的は、請求者に対する情報提供ではなく、請求者が加盟店契約の対象者としての適格を有するか否かを事前に審査するために行う点にあると主張するが、Aは、自社のウェブサイトを通じて広く資料請求者を募っており、その際に入力が求められる事項も、氏名、住所等あくまで資料送付に必要な形式的事項と任意のアンケート欄にとどまることからすれば、このような資料請求を通じて、契約対象者としての適性を的確に判断することは困難というべきであり、本件資料送付サービスの主たる目的が加盟店契約の対象者を選定するための事前審査にあるとは認められない。
- Aは、自己の経済活動を実現するために、資料請求サービスを用いており、広く一般公衆に向けて、自ら資料を無料送付する旨宣伝しているのであるから、請求者としては、請求をしさえすれば、基本的には誰であっても資料送付を受けられるとの合理的期待を抱いているものと認められ、資料請求を受けたAとしては、特段の事情のない限り、誠実にこれに応じるのが取引通念上の信義にも適うものと認められる。
- Aの従業員による資料送付拒否は、原告が外国人であることのみを理由としてされた不合理な差別的取扱いであって、Xの資料送付を受けられるという合理的期待を裏切るとともに、その人格権を不当に侵害するものとして、不法行為に当たるといふべきである。

裁判年月日等

平成29（2017）年8月25日 大阪地方裁判所
→ 確定

【参照法令】

○憲法（抜粋）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○民法（抜粋）

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

◆ 資料を無料送付する旨喧伝している、誰でもアクセス可能なウェブサイトから行われた資料請求において、請求者が外国人であることなど、正当とは認められない理由により、資料の送付を拒否すること。

※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

【判例⑧】 昇格に関する女性に対する不利益取扱い

《判例のポイント》

賃金と連動する「資格」の付与（昇格）について、男性を優遇することは、女性に対する不当な差別的取扱いとなり、許されない。

判例の概要

当事者

（原告）Y社の女性職員Xら
（被告）Y社

事件の概要

- ・Y社は、職員の「資格」づけを行い、「資格」ごとの賃金体系によって処遇する制度を採用している。
- ・「資格」は、昇格試験に合格した場合に付与される。

- ・Xらは、女性であることを理由に、同期同給与年齢の男性と比較して昇格及び昇進において著しい差別を受けたと主張し、差別の是正措置として、《課長職》の「資格」を有することの確認と、差額賃金等の支払いを求めた。

裁判所の判断

- ・男性職員は、ほぼ全員が昇格試験に合格し《課長職》に昇格しているにもかかわらず、女性職員は、ほぼ全員が昇格試験に合格せず《課長職》に昇格していないという事態は極めて特異である。
男性職員を昇格試験の可否と関係なく昇格させた例があることや、男女差別の意図を直接証拠によって証明することはほとんど不可能に近いこと（格差の存在という結果から推認する方法によらざるを得ないこと）などを総合考慮すると、Y社は男性職員のみを優遇していたと推認される。
- ・そうすると、同期同給与年齢の男性職員のほぼ全員が《課長職》に昇格したにもかかわらず、依然として《課長職》に昇格しておらず、諸般の事情に照らしても昇格を妨げる事情が認められない場合には、Xらは差別を受けたために昇格できなかったものと推認するのが相当である。
- ・昇格については、経営判断に基づく裁量を最大限に尊重しなければならないが、昇格の有無は、賃金の多寡を直接左右するものであるから、女性であるが故に昇格について不利益に差別することは、雇用契約の本質的内容である賃金について、不利益な差別的取扱いを行っているという側面を有する。
- ・したがって、男性職員と同様の措置が講じられていれば昇格試験に合格していたと認められる事情があるときには、試験に合格させず、従前の「資格」に据え置くという行為は、労働基準法第13条の規定に反し無効となる。
（結論として、同期同給与年齢の男性職員のほぼ全員が《課長職》に昇格しており、他の職員と比較して特に職務能力が劣っていると窺われない原告について、《課長職》に昇格したものと認め、差額賃金等の支払いを命じた。）

裁判年月日等

平成8（1996）年11月27日 東京地方裁判所
→ 控訴（東京高等裁判所）一部変更一部棄却
→ 上告（最高裁判所）和解

【参照法令】

○労働基準法（抜粋）

（男女同一賃金の原則）

第4条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

（この法律違反の契約）

第13条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」(例)

◆ 賃金に関する制度について、正当な理由なく、男性や日本国籍者を優遇する運用を行うこと（女性や外国人を不利益に扱うこと）。

※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

★ 現行の男女雇用機会均等法では、配置・昇進等について、性別を理由に差別することは禁止されています。

【判例⑨】 入学試験に関する女性に対する不利益取扱い

《判例のポイント》

公正・公平性が期待されるべき大学入学試験において、受験生が女性であることを理由に保障すべき利益及び意思決定の自由を侵害してはならない。

判例の概要 （できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告）A大学を受験し不合格とされた女性X 1 ないしX 4（原告ら）
（被告）A大学を設置運営する学校法人

事件の概要

- ・ Xら4名は、A大学が実施した一般入学試験を受験した。
- ・ A大学は、女性であることによって受験生を差別して取り扱う得点調整を行い、Xら4名を不合格とした。

裁判所の判断

- ・ A大学は得点調整を行ったところ、いずれの年度においても入学試験の募集要項に得点調整が行われることは記載されておらず、アドミッションポリシーにも言及はないから、A大学を志望する者は、得点調整の存在を知られることなく、性別による差別を受けない公正・公平な試験を受験できるものと誤信して本件入学試験を受験したものと見える。
- ・ そうすると、Xらは本件入学試験を受験したこと自体によって、Xらの同意のないままに、大学が行った性別による差別を受ける立場に置かれたことになる。

- ・公正・公平性が期待されるべき大学入学試験において受験生が合理性を欠く差別を受けないという利益は、憲法、教育基本法及び学校教育法等の公法上の諸規定の趣旨を尊重すべき立場にあるA大学が入学試験を実施するに当たり受験生に対して保障すべき利益であり、個々の受験生が有する大学選択の意思決定の自由の基盤をなすものであるといえる。
- ・Xらは、入学試験の結果にかかわらず、入学試験を受験したこと自体によって、上記利益を保障されず、かつ、意思決定の自由を侵害されたものであり、A大学は得点調整を行うことによってXらに保障すべき利益及び意思決定の自由を侵害したことにつき不法行為責任を負う。

裁判年月日等

令和5年（2023）年12月25日 東京地方裁判所
→ 確定

【参照法令】

○民法（抜粋）

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（財産以外の損害の賠償）

第710条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

（使用者等の責任）

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

- ◆ 公正・公平性が期待されるべき大学入学試験において、得点調整の存在を知らせることなく、受験生が女性であることを理由に保障すべき利益及び意思決定の自由を侵害すること。
- ※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

【判例⑩】 HIV感染を理由とする解雇

《判例のポイント》

事業主は、特段の必要性がない限り、従業員がHIVに感染しているか否かの情報を取得してはならない。

HIV感染を実質的な理由としてなされた解雇は、正当な理由を欠き、無効である。

判例の概要（できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告）日本国内に在住する日系ブラジル人X（HIV感染者。自己がHIVに感染していることを知っており、治療を受けている。）

（被告）製造販売業を行う会社A

事件の概要

- Xは、Aの工場への採用が決定し、雇用契約を結んだ。
- Aは、定期健康診断に際して、Xの同意を得ずに、病院に依頼して、HIV抗体検査を行った。（Aでは、新たに雇用したブラジル人に限って、本人に知らせずにHIV抗体検査を行っていた。）
- 検査結果がAに届いた後、Aの総務課長Yは、Xを呼び出し、検査結果票を示した上、HIV感染の事実を知っていたのに言わなかったことを責め、ブラジルに帰ったらどうか、と勧めた。Xは、解雇されるのかと思い、「クビか」と質問すると、Yはこれを肯定した。そのため、Xは、検査結果票を持って、新聞、テレビ、ブラジル領事館に行く旨申し述べたところ、Yは、全部忘れて仕事場に戻るよう指示した。
- 後日、YはXを呼び、来年は不景気で仕事がないので辞めてほしい旨告げた。Xは、やはりHIV感染を理由に解雇されるものと思い、IDカードをYに渡して帰宅し、その後、出勤しなかった。Aからは、出勤を促すなど何の連絡もなかった。

裁判所の判断

- Aは、従前から続けてきたのと同様に、日系ブラジル人で新規に雇用したXにつき、定期健康診断として本人に秘したままHIV抗体検査を無断実施し、その結果、XのHIV感染の事実が判明したことから、それを理由にXの退職を図って、当初は、感染事実の判明を契機にブラジルへの帰国を促したが、Xが応じなかったため、不景気によるリストラを表面的な理由として解雇したものと認めるのが相当である。
- HIV感染の事実は個人の秘密として保護される必要があり、また、日常の職場での生活ではHIVに感染することは考えられず、別個の処遇をするような労働衛生管理上の必要性に乏しく、さらに、HIVに感染していたとしても、潜伏期間は長く、その期間中、健康な人と全く同じように日常生活や仕事を継続することができるのであるから、労働者の能力や適正とも一般的に無関係であることが認められる。

- このように、個人のH I V感染に関する情報は保護されるべきであり、事業主において従業員のH I V感染の有無を知る必要性は通常認められないことからすれば、事業主であっても、特段の必要性のない限り、H I V感染に関する従業員の個人情報を取得し、あるいは取得しようとしてはならない。
- Aが、合理的かつ客観的な必要性もなく、不当な意図の下に、XにH I V抗体検査を行う ことを知らせず、病院に検査を依頼し、検査結果票を受け取った行為は、Xのプライバシーを不当に侵害するものであるとともに、XのH I V感染を実質的な理由となされた解雇も、正当な理由を欠くものであって、解雇権の濫用として無効というべきである。

裁判年月日等

平成12（2000）年6月12日 千葉地方裁判所
→ 確定

【参照法令】

○労働契約法（抜粋）

（解雇）

第16条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

- ◆ H I V感染や、国籍、信条など、正当とは認められない理由により解雇すること。
- ※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

【判例⑪】 地毛が明るい色の従業員に対する黒髪への染色の要求

《判例のポイント》

身だしなみを清廉に保ち、利用客に悪い印象を与えないようにする等の趣旨から従業員の「茶髪」を禁じている場合、地毛が明るい色の従業員に対して、黒髪への染色を命じてはならない。

判例の概要（できるだけ判決文の表現を用いて記載しています）

当事者

（原告）Aが経営するスーパーマーケットのアルバイト従業員X
（被告）スーパーマーケットの経営を行う株式会社A

事件の概要

- ・Xは、Aの経営するスーパーマーケットのアルバイト従業員として、レジ及び商品の陳列等の業務を行っていた。
- ・Aは、従業員に対し、勤務の際、制服及び帽子を着用するよう指示していた。
- ・店長は、他の複数の従業員の前で、女性従業員に指示して、Xの前髪をくくってピンで留め、後ろ髪もくくって帽子に入れるような髪型にさせた。また、Xに対し、勤務時間中はそのような髪型にするよう命令した。
- ・副店長は、Xに対し、「死ぬ気で頭染めてくることはできないか。本社の人に見られてしまって、あなたの頭は少し茶色いから、染めてくるか、辞めるかの二者択一で決めてほしい」と述べた。

裁判所の判断

- ・髪の色や髪型は、原則として、自己の外観をどのように表現するかという個人の自由にゆだねられるべき事項であり、その性質上、労働時間以外の私生活にも当然に影響が及び得る事項であるから、合理的な理由もなく、雇用主が被用者に対し、特定の髪の色や髪型にすることを指示することはできないが、雇用契約において特に条件として定められている場合や、業務における必要性等に照らし相当といえる場合には、雇用主が被用者に対し、特定の髪の色や髪型にするよう命令することができると考えられる。
- ・本件についてみると、Aは、従業員に対し、「茶髪・マニキュア・ピアス等」を禁止しており、Xはこれを遵守することを条件として、雇用契約を締結したと認められるが、Aがこれらを禁止している趣旨は、食品や日用品を扱うスーパーマーケットを経営していることから、店舗内で働く従業員が、華美な装飾をすることを禁じて、その身だしなみを清廉に保ち、利用客に悪い印象を与えないようにすることにあると推認されるから、ここでいう「茶髪」は、染色や脱色により、生来の色とは異なる髪の色にしている場合を意味するというべきであって、地毛が明るい色である場合を含むなどとはおよそ考えられず、Xが人工的に黒髪にすることを条件として雇用契約が締結されたということとはできない。また、Xの業務内容に照らし、黒髪に染める必要性があると認めるべき事情はない。
- ・そうすると、副店長が、Xに対し、髪を染めるよう命令したことは違法というほかない。
- ・また、店長が、女性従業員にXの髪型を変えさせ、Xに対し、勤務時間中はそのような髪型にするよう命令したことについても、上記のとおりXの髪の色が雇用契約における条件に合致していることや、業務内容に照らすと、必要性がある指示ないし命令とは言えず、また、他の従業員の面前で、第三者にXの髪型を変えさせたという態様はおよそ相当性を欠くから、違法というほかない。

裁判年月日等

平成27（2015）年3月27日 神戸地方裁判所姫路支部
→ 確定

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」（例）

- ◆ 地毛が明るい色の従業員や、顔や身体にアザがある従業員に対し、正当な理由なく、髪を黒く染めることや、アザを隠して勤務するよう命令すること。
- ※ 上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

（２）人権侵犯事件

法務省の人権擁護機関（法務局、地方法務局又は法務省人権擁護局）が、被害者等から申出を受ける等して受理した、人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。

法務省の人権擁護機関では、「人権を侵害された」という被害者からの申出を受けて、救済手続を開始します。

救済手続を開始し、調査を行った場合、調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し（※１）、必要に応じて以下の措置（※２）を講じます。

《措置一覧》

- （援助） 関係機関への紹介、法律上の助言等を行う。
- （調整） 当事者間の関係調整を行う。
- （説示・勧告） 人権侵害を行った者に対して改善を求める。
- （要請） 実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求める。
- （通告） 関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求める。
- （告発） 刑事訴訟法の規定により、告発を行う。
- （啓発） 事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行う。

※１ 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

※２ 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。

実際に対応された人権侵犯事件のうち、不当な差別的取扱いに関するものを紹介します。（出典：法務省提供資料／「人権侵犯事件」の状況について（概要）／人種差別撤廃条約に係る政府報告）

■「人権侵犯事件」の状況について（概要）（法務省ウェブページ）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_chousa.html

■人種差別撤廃条約に係る政府報告（外務省ウェブページ）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html>

① ハンセン病回復者であることを理由とした宿泊拒否

県から、法務局に対し、同県内のホテルにおいて、ハンセン病回復者であることを理由とする宿泊拒否事案が発生したとの通報がなされた。

この通報を受けた法務局は、調査を開始し、その調査の結果、県から通報されたとおりの事実が認められ、同ホテル総支配人の行為は旅館業法第5条に違反する不当な宿泊拒否に該当する疑いが認められたため、同ホテル総支配人及び同ホテルを経営する本社を検察庁に「告発」するとともに、このような行為は重大な人権侵害であることから、同ホテル総支配人に対して、再びこのような行為を行わないことなどを強く求める「勧告」を行った。また、同ホテルを経営する本社に対して同様の「勧告」を行った。

【告発、勧告】（平成15（2003）年）（出典：法務省提供資料）

※ 本件宿泊拒否事件では、ホテル側の形式的な謝罪をハンセン病療養所入所者自治会が受け入れられないといった報道をきっかけに、入所者が、全国の人々から、心ない差別的な文書を送られ、誹謗中傷にさらされるなど、わが国には、今なおハンセン病及びその回復者に対する誤った認識や偏見が根強く残っていることが明らかになりました。

このような社会の偏見・差別をなくしていくには、国や地方公共団体等によるハンセン病問題への理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

大阪府では、講演会の実施や啓発冊子等の作成・配付を通じ、偏見・差別の解消に積極的に取り組んでいます。

② 歯科医院による外国人に対する診療拒否

外国人であることを理由に歯科医院の診療を拒否されたとして、被害者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、歯科医院から、今後は外国人に対する診察を断るつもりはないとの意向が確認できたほか、外国人に対する診療を再開したこと、外国人に対する人権の配慮の重要性を理解したことなどが判明した。

法務局は、被害者にその旨を伝えたところ、被害者は理解を示し、当該歯科医院における診察を希望するに至った。

【調整】（令和3（2021）年）（出典：令和3年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

③ 外国人に対するレンタルバイクの貸出し拒否

外国人が、レンタルバイク店から、外国人であることを理由にバイクの貸出しを拒否されたとして、「インターネット人権相談窓口」に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該店舗は、外国人に対し、一律に貸出しを拒否する運用を行っていたことが認められたが、調査を行う中で、当該運用が外国人に対する不当な差別に該当する可能性があることを理解し、当該運用の見直しを行った。

法務局は、当該外国人に対し、当該店舗の運用の見直しについて伝えたところ、当該外国人はこれに理解を示した。

【調整】（令和4（2022）年）（出典：令和4年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

④ 大規模小売店舗における外国人に対する不適切な対応

大規模小売店舗において、客として来店した被害者（外国人）に対し、日本人と異なる対応がされ、精神的苦痛を被ったとの相談があり、調査を開始した事案である。

調査の結果、本件大規模小売店舗において、被害者に対し、不当に日本人と異なる対応がされていた事実が確認され、本件大規模小売店舗で外国人に対する差別的取扱いが認められた事案であった。

しかしながら、本件大規模小売店舗が既に自発的に当該取扱いをやめていたこと、当機関が調査の過程において当該取扱いの差別性を説諭したところ、これを真摯に反省し、説諭されたことに理解を示したことから、「措置猶予」、「啓発」として処理した。

【措置猶予、啓発】（平成26（2014）年）（出典：法務省提供資料）

⑤ 公営プールにおける外国人の利用一律拒否

村営プールにおいて、「女兒が外国人に身体を触られた」との通報を受けた某村が、当該プールに「当分の間、外国人の入場を禁止します。」との張り紙をして外国人の入場を制限した。そこで法務省の人権擁護機関は、同村の責任者に対し、こうした措置は憲法、世界人権宣言及び人種差別撤廃条約に反し、外国人を一律に差別するものであり、人権擁護上看過することができない旨諭し、当該張り紙の掲示の即時中止を要請した結果、同村は当該張り紙を撤去した。

【排除措置（※）】（平成10（1998）年）（出典：人種差別撤廃条約第1回・第2回定期報告）
※ 「排除措置」は、旧人権侵犯事件調査処理規程に定められていた措置です。

関係者に勧奨、あっせんその他人権侵犯を排除するため相当と認める措置を採るものです。

⑥ 外国人であることを理由とするマンションへの入居拒否

外国人からマンションの入居希望を受けた不動産斡旋業者が、「大家の意向で遠慮して欲しい」として、同入居を拒否した。そこで、法務省の人権擁護機関が調査した結果、外国人に対する偏見等から入居差別をした行為と認められたので、こうした行為は、憲法第13条、同第14条等の基本的人権の尊重の趣旨及び人種差別撤廃条約締結国としての義務からも、人権擁護上看過することができない旨説いて反省を求めたところ、不動産斡旋業者は反省すると共に、今後も外国人問題の正しい理解に努めることを約束するに至った。

【説示】（平成10（1998）年）（出典：人種差別撤廃条約第1回・第2回定期報告）

⑦ 外見が外国人のようであることを理由としたアパート賃貸借拒否

賃貸アパートの仲介業者が、客の外見が外国人のようであることを理由として、賃貸借契約の仲介を拒否した事案。法務省の人権擁護機関は、本件調査の過程から、当該取扱いは合理的でないとして、仲介業者に説示を行なった。

【説示】（平成19（2007）年）（出典：人種差別撤廃条約第3回・第4回・第5回・第6回政府報告）

⑧ 在日外国人であることを理由とした採用内定の取消し

食品会社が、営業担当者として採用が決まっていた在日韓国人に対し、同人が在日韓国人であることを理由に採用内定を取り消した事案。法務省の人権擁護機関は、本件調査の過程から、在日韓国人に対する差別的取扱いであるとして、社長に説示を行った。

【説示】（平成19（2007）年）（出典：人種差別撤廃条約第3回・第4回・第5回・第6回政府報告）

⑨ 外国人に対する宿泊拒否

ビジネスホテルに電話で宿泊の予約をしようとしたところ、外国人であることを理由に宿泊を拒否されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局がホテル関係者から事情を聴取したところ、ホテル側は、不適切な対応があったため、被害者に謝罪したいとの意向を有していたものの、行き違いにより、関係の回復が未だ図られていない状況であることが判明した。

そこで、法務局は、ホテル側に被害者との話し合いの場を設けることを提案し、被害者も話し合いに応じる意向を示した。

話し合いの場において、ホテル側は事情の説明と謝罪を行った上で、今後は、英語表記の対応マニュアルを活用するなどして外国人宿泊客の受け入れ体制を改善したい旨を伝えたところ、被害者もこれに理解を示した。

【調整】（平成27（2015）年）（出典：平成27年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

※「（平成29（2017）年）人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告」に同様の事案あり。

⑩ 外国人を保証人予定者とした不動産賃貸借の仲介申込み拒否

不動産仲介業者に、外国人を保証人予定者として不動産賃貸借の仲介を申し込んだところ、日本人の保証人を追加するよう求められた事例において、法務省の人権擁護機関が調査を行ったところ、そのような取扱いは資力等保証人としての適格性を審査することなく、外国人であることを理由としたものであったと認められたことから、合理的理由を欠く差別的取扱いであるとして、不動産仲介業者に対し、反省し、今後同様の行為を行うことのないよう説示した。

【説示】（平成29（2017）年）（出典：人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告）

⑪ 外国人に対する英会話教室入会拒否

外国人の子どもが、両親が外国人であることを理由に英会話教室への入会を拒否されたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、同教室を運営する会社では、両親が外国人であっても日本語でのコミュニケーションに問題がない場合には入会を可能とする旨の指示があったにもかかわらず、会社内で指示が十分に浸透していなかったため、同教室の入会手続担当者が両親が外国人であれば一律に入会を拒否するという取扱いを行っていたことが認められた。

そこで、法務局は、同教室に対し基本的な人権尊重の理念について正しい理解を深めるよう啓発するとともに、双方に対し解決に向けて働きかけを行ったところ、外国人の子どもが入学することができる環境が整った。

【調整、啓発】（平成30（2018）年）（出典：平成30年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

⑫ 採用試験における性同一性障がい者に対する不適切な質問

採用試験において、性同一性障がい者に対する不適切な質問項目があるとの申告を受け、調査を開始した事案である。

専門家からの事情聴取を行うなどして検討したところ、当該質問を含む試験を実施するに当たっては性同一性障がい者に対する配慮が必要と認められたことから、その旨を当該試験を実施した者に伝えたと、翌年度において、当該試験全体の見直しを検討する中で、当該質問項目についても改善の適否を検討するとの説明を受けた。

そして、翌年度の当該試験において、当該質問は、性同一性障がい者に配慮した方法で実施された。

【援助】（平成24（2012）年）（出典：平成24年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

⑬ 性同一性障がい者に対する更衣室等の利用制限

戸籍上は女性であるが医師に性同一性障がいと診断されている者から、職場において男性用の施設（更衣室等）を使用させてもらえず精神的苦痛を受けているとの申告を受け、調査を開始した事案である。

事情を確認するため、法務局が被害者の職場の上司と面談したところ、当該上司は、被害者から本件申告と同趣旨の相談を受けつつも、同人と十分なコミュニケーションがとれていない状況が伺われたことから、その旨を指摘したところ、当該上司はできるだけ対応をしたいとの意向を示した。

その後、職場における対話が促され、被害者は職場の男性用施設の利用ができるようになった。

【援助】（平成25（2013）年）（出典：平成25年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

⑭ 性別変更した者に対する公衆浴場の利用拒否

性別適合手術を受け、戸籍上も性別を女性に変更して生活している者が入浴施設の利用を申し込んだところ、性別を変更した女性であることのみを理由に、その施設の利用を拒否されたとして、法務局に相談がなされた事案である。

法務局が調査した結果、同施設職員が被害者の前記申込みの断念を促すかのような配慮に欠ける発言をしたことが判明したため、同施設は、再発防止のために従業員に対する研修を実施するとともに、被害者からの同施設利用の申込みが再度あった場合には、これに応じる意向を示した。その後、被害者は、同施設の利用が可能となり、同施設の対応に理解を示すに

至った。

【調整】（平成29（2017）年）（出典：平成29年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

⑮ インターネット上の名誉毀損

インターネット上のブログサイトに、知人が撮影したと思われる被害者自身の顔画像が無断で掲載されているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該顔画像は被害者のものであり、その掲載について被害者は承諾していない上、「被害者は犯罪者である。」などとして被害者を誹謗中傷する記事が掲載されていたことから、当該記事は、被害者の肖像権を侵害し、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該画像及び記事の全てが削除されるに至った。

【要請】（令和3（2021）年）（出典：令和3年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

⑯ インターネット上の人権侵害情報関係

被害者から、電子掲示板上で、在日外国人であると指摘されるとともに、在日外国人という属性を理由として蔑称などを用いて侮辱する投稿が複数なされたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、被害者を虫に例えたり、同人の存在を否定するなどの被害者を侮辱する投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、被害者の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

【要請】（令和4（2022）年）（出典：令和4年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

⑰ インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板上で、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査を開始した事案である。

法務局が調査した結果、当該地域に住む外国人住民は日本から出て行けなどとする投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、当該外国人住民の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

【要請】（令和5（2023）年）（出典：令和5年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

⑱ インターネット上のプライバシー侵害

被害者から、インターネット上に、当該被害者になりすました投稿がされており、被害者の氏名や顔写真などが掲載されるとともに、被害者が性的マイノリティであると記載されているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該投稿は、プライバシー権を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

【要請】（令和5（2023）年）（出典：令和5年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

⑲ インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は、学術・研究等の正当な目的で公開しているとは認められず、人権擁護上問題があると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。

【要請】（令和5（2023）年）（出典：令和5年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

⑳ 同和問題に関する差別発言

勤務先の社長から、「〇〇という地区は部落」との発言や同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、被害者から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、相手方は、差別的な意図はないとの認識を示したものの、日常的に複数人の前で同様の発言をしていることが認められた。

法務局は、相手方に対し、当該発言は同和問題に対する理解と認識を欠いたものと言わざるを得ず、部落差別を助長・誘発する目的に基づくものであったかどうかにかかわらず、人権擁護上看過できないとして、同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

【説示】（令和3（2021）年）（出典：令和3年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

㉑ 同和問題に関する差別的発言

近隣住民から、継続的に、部落民、部落へ帰れなどの同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該近隣住民が同趣旨の発言を行ったことが認められ、その調査中において、当該近隣住民は、今後、そのような言動は行わないと述べた。

法務局は、当該近隣住民に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、同和問題に対する理解と認識を欠いたものであって、人権擁護上看過できないものであるとして、基本的人権尊重の理念及び同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

【説示】（令和4（2022）年）（出典：令和4年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

㉒ 同和問題に関する差別的発言

相談者から、結婚を予定していた相手の両親から、自身を同和地区出身者であると指摘され、当該結婚に反対されたほか、差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該両親が、部落差別（同和問題）に関する差別意識に基づき、当該発言を行ったことが認められた。

法務局は、当該両親に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を強く認識して自戒するとともに、部落差別（同和問題）に対する正しい理解を深め、同様の言動を繰り返すことのないよう説示した。

【説示】（令和6（2024）年）（出典：令和6年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要））

㉓ 調査会社による同和地区出身かどうかの調査

調査会社2社が、平成4（1992）年から5（1993）年にかけて、顧客企業から依頼されて社員の採用調査を実施した際、調査メモに、調査対象者が同和地区の住民であることなどを示す語句や符号を記載していた。顧客企業に対しては「調査不能」と回答していた。

法務局は、「人権侵害の事実が認められた」として、両社の代表取締役を呼び出し、同様の調査を繰り返さないよう説示した。

【説示】（平成10（1998）年）（出典：平成10（1998）年12月26日読売新聞（朝刊）記事を要約）

※ 大阪府は、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に基づき、両社への立入検査を実施しました。その結果、特定個人又はその親族の居住地が同和地区にあるかなにかについて調査を行っていた、また、「調査ができない」等の符号表現を用いて調査対象者が同和地区に居住していることを依頼企業に報告していた等の条例違反の事実が認められたため、同条例に基づき、条例の遵守、条例を遵守した社内体制の確立、研修計画の策定・実施等を指示しました。

6. 相談、紛争解決窓口

差別と思われる行為が発生し、当事者間の話し合いで解決しない場合の解決手段には、行政等の相談窓口への相談、裁判外紛争解決手続（ADR）のあっせん・調停の申し立て、訴訟提起などがあります。ここでは、大阪府内における主な相談窓口や裁判外紛争解決機関を紹介します。

（１）相談窓口

① 大阪府人権相談窓口

<https://jinkensodan-keihatu.pref.osaka.lg.jp>

大阪府は、委託により、幅広い悩みや課題に総合的に対応する「大阪府人権相談窓口」を開設しています。

この相談窓口では、府民の皆様からの人権に関する相談を受け、専門の相談員が、その課題に応じた情報の提供や相談機関の紹介を行っています。

相談方法	
電話	06-6581-8634 月曜日～金曜日、第4日曜日（祝日、年末年始を除く） 10時～16時 （受付は終了時刻の30分前まで）
LINE ⁹	LINE 相談はこちらから  木曜日、金曜日（祝日、年末年始を除く） 18時～22時 （受付は終了時刻の30分前まで）
面接	事前予約制となります。電話やLINE等で一度ご相談ください。
メール	上記ウェブサイトの相談フォームからご相談ください。 （常時受付）

⁹ LINE ヤフー株式会社が開発・提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）のソフトウェアの名称

手紙	〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階 一般財団法人 大阪府人権協会「大阪府人権相談窓口」 (常時受付)
ファックス	06-6581-8614 (常時受付)

② 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」

<https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp>

大阪府は、委託により、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関して幅広く相談を受け付ける専門相談窓口「ネットハーモニー」を開設しています。

相談方法	
電話	06-6760-4013
LINE	LINE相談はこちらから 
面接	事前予約制となります。電話やLINE等で一度ご相談ください。
メール	上記ウェブサイトの相談フォームからご相談ください。 (常時受付)
手紙	〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階 一般財団法人 大阪府人権協会「ネットハーモニー」 (常時受付)
FAX	06-6760-4014 (常時受付)

【開設時間】

◇月曜日～土曜日 16時～22時

◇毎月第2日曜日 13時～18時

(祝日及び年末年始を除く。また、受付は終了時刻の30分前まで)

③ 市町村人権相談窓口

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/iinken-yogo/soudanmadoguchi/11soudan.html>

府内の市町村では、暮らしの中で起こる様々な人権問題に関する相談窓口を開設しています。

《政令指定都市》

	機関名	電話番号	開設日・開設時間
大阪市	人権啓発・相談センター	06-6532-7830	月～金：9時～21時 日・祝：9時～17時30分 (土・年末年始を除く)
堺市	人権相談ダイヤル (人権推進課)	072-228-7364	月～金 9時～12時 13時～16時30分 (祝休日・年末年始を除く) LGBTQなど性の多様性に関する相談を含む
	人権ふれあいセンター (あいてらす堺)	072-245-2530	火～日 9時～17時30分 (年末年始を除く) ※月曜日が祝休日の場合は開設

《豊能》

	機関名	電話番号	開設日・開設時間
豊中市	一般財団法人とよなか 人権文化まちづくり協会	06-4865-3655	月～金(祝日・年末年始を除く) 9時～17時
池田市	池田市人権協会	072-752-8226	月～金：9時～17時
箕面市	人権施策室	072-724-6720	月～金：8時45分～17時15分
	萱野中央人権文化センター	072-722-7400	火～日：9時～17時 ※祝日も相談可
	桜ヶ丘人権文化センター	072-721-4800	火～日：9時～17時 ※祝日も相談可
豊能町	住民人権課	072-739-3402	月～金：9時～17時30分
能勢町	総務課	072-734-0001	月～金：8時30分～17時

《三島》

	機関名	電話番号	開設日・開設時間
吹田市	人権政策室	06-6384-1513	第1～4木曜日：9時30分～11時 (予約制) (祝日、年末年始を除く)
	一般社団法人吹田市きしべ 地域人権協会(交流活動館内)	06-6388-5504	月～金：9時～17時30分 (祝日、年末年始を除く)

高槻市	人権110番 (人権・男女共同参画課)	072-674-7110	月～金：8時45分～12時 13時～17時15分 (祝日、年末年始を除く)
茨木市	人権・男女共生課	072-622-6613	月～金：9時～17時 (祝日、年末年始を除く)
摂津市	摂津市人権協会	06-6383-1011	月～金：10時～16時 (祝日、年末年始を除く)
島本町	島本町人権まちづくり 協会	075-961-7830	月・水・木：9時～12時 ※第2木曜日：17時～20時 (予約が必要) (祝日、年末年始を除く)

《北河内》

	機関名	電話番号	開設日・開設時間
守口市	人権市民相談課	06-6992-1512	月・水・金：9時～12時 木曜日：13時～16時 ＜電話相談＞ 第2・第4金曜日：17時～20時 LGBTQ+なんでも相談 毎月第2木曜日17時から20時
枚方市	特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会	072-844-8788	月・水・木・金：9時～17時30分 (第1水曜日、第4木曜日：12時 45分～17時30分) 火曜日：12時45分～20時
寝屋川市	人権・男女共同参画課	072-825-2168	月～金：9時～17時30分
大東市	人権室	072-870-9063	月～金：9時～17時30分
	特定非営利活動法人 ほうじょう(北条人権文 化センター内)	072-876-2560	月・水・木：9時～17時30分 火・金：9時～20時30分
	特定非営利活動法人 大東野崎人権協会(野崎 人権文化センター内)	072-879-8810	火・水・金：9時～18時 月・木：9時～20時 第1・第3土曜日：9時～18時
門真市	人権協会(人権市民相談 課内)	06-6902-6079	月～金：9時30分～17時30分
四條畷市	四條畷市人権協会	072-803-7355	月～金：10時～16時(祝日は除く) グリーンホール田原 (田原支所)でも相談可 ＜夜間電話相談＞ 月：17時～21時(祝日は除く)
交野市	人権と暮らしの相談課	072-892-0121	月・水・金：13時～15時

《中河内》

	機関名	電話番号	開設日・開設時間
八尾市	人権政策課	072-924-3830	月～金：8時45分～17時15分
柏原市	人権推進課	072-972-6100	月～金：9時～17時

東大阪市	荒本人権文化センター	06-6788-7424	月～金：9時～17時
	長瀬人権文化センター	06-6720-1701	月～金：9時～17時

《南河内》

	機関名	電話番号	開設日・開設時間
富田林市	人権・市民協働課	0721-25-1000	月～金：9時～17時30分
河内長野市	人権推進課	0721-53-1111	月～金：9時～17時30分
松原市	人権交流室	072-337-3101	月～金：9時～17時30分
	人権交流センター	072-332-5705	月～金：9時～17時30分
羽曳野市	人権推進課	072-958-1111	月～金：9時～17時30分
藤井寺市	協働人権課	072-939-1059	月～金：9時～17時30分
大阪狭山市	市民生活部広報公聴・ 人権啓発グループ	072-366-0011	月～金：9時～17時30分
太子町	住民人権課	0721-98-5515	月～金：9時～17時
河南町	人権男女共同社会室	0721-93-2500	月～金：9時～17時
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081	月～金：9時～17時

《泉北》

	機関名	電話番号	開設日・開設時間
泉大津市	人権くらしの相談課	0725-33-1131	月～金：9時～17時
和泉市	人権・男女参画室	0725-99-8115	第1・3月曜日 13時30分～15時30分 (祝日、年末年始を除く)
	相談専門ダイヤル (人権文化センター)	0725-30-4151	月～金：9時～17時15分 (祝日、年末年始を除く)
高石市	人権・生活相談課	072-275-6279	月～金：9時30分～17時
忠岡町	住民人権課	0725-22-1122	月～金：9時～17時30分

《泉南》

	機関名	電話番号	開設日・開設時間
岸和田市	人権・男女共同参画課	072-429-9833	火～土：9時～17時
貝塚市	人権政策課	072-433-7160	月～金：8時45分～17時15分
泉佐野市	人権推進課	072-463-1212	月～金：8時45分～17時15分
泉南市	人権推進課	072-480-2855	月～金：9時～17時30分
	一般社団法人 泉南市人権協会	072-485-1401	月～土：9時～17時30分 (土曜日は要予約)
阪南市	人権推進課	072-489-4505	月～金：8時45分～17時15分
熊取町	人権・女性活躍推進課	072-452-1004	月～金：9時～17時30分 (祝日、年末年始は除く)

田尻町	企画人権課	072-466-5019	月～金：9時～17時
岬町	人権推進課	072-492-2773	月～金：9時～17時30分
	岬町人権協会 (多奈川事務所)	072-492-3270	火・木(祝日は除く) 9時～16時(12時～13時は除く)
	岬町人権協会 (淡輪事務所)	072-494-1508	月・水・木(祝日は除く) 9時～16時(12時～13時は除く)

④ 大阪法務局

https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/category_00009.html

大阪法務局では、人権相談を行っており、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じています。人権相談の開設場所は、法務局のほか、市町村などでも臨時に開設（特設相談所）されています。

相談窓口（月曜日から金曜日（休日を除く）：8時30分から17時15分）

大阪法務局	所在：大阪市中心区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎 電話：06-6942-9496 交通：大阪メトロ谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車 1番B出口徒歩2分
大阪法務局 北大阪支局	所在：茨木市中村町1番35号 電話：072-638-9444 交通：阪急電鉄「茨木市」駅下車 徒歩6分
大阪法務局 東大阪支局	所在：東大阪市長井田元町2丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎 電話：06-6782-5413 交通：近鉄奈良線「河内永和」駅下車 徒歩5分 JRおおさか東線「JR河内永和」駅下車 徒歩6分
大阪法務局 堺支局	所在：堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎 電話：072-221-2756 交通：南海高野線「堺東」駅下車 徒歩7分
大阪法務局 富田林支局	所在：富田林市甲田1丁目7番2号 電話：0721-23-2432 交通：近鉄長野線「富田林西口」駅下車 徒歩7分

大阪法務局

岸和田支局

所在：岸和田市上野町東24番10号

電話：072-438-6501

交通：南海本線「和泉大宮」駅下車 徒歩5分

特設相談所

大阪法務局のウェブサイト（上記）をご覧ください。

⑤ 大阪府外国人情報コーナー

<https://ofix.or.jp/life-japanese/>

公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）では、外国人の方が安心して暮らせるように、多言語で、生活関連情報を含め他幅広い情報提供や、相談に応じる「大阪府外国人情報コーナー」を開設しています。

相談方法	相談方法等
電話	06-6941-2297 ※対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語、日本語
メール	jouhou-c@ofix.or.jp ※対応言語：英語、日本語
ファックス	06-6966-2401 ※対応言語：英語、日本語

【開設時間】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時30分～17時30分

第3木曜日及び第4金曜日（祝日、年末年始を除く）：9時30分～20時

第3日曜日（祝日、年末年始を除く）：9時30分～17時30分

【専門相談】

開設時間内に、弁護士、行政書士、臨床心理士、および大阪出入国在留管理局や大阪府労働環境課の職員と直接相談できる専門相談日を設定（原則予約制）
詳細は、右記のQRコードまたは関連リンクよりイベントカレンダーご参照。

<https://ofix.or.jp/calendar/>



⑥ ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）

（女性相談）

<https://www.dawncenter.jp/iigyo/support.html>

（男性のための電話相談）

<https://www.dawncenter.jp/thema/malehotline.pdf>

女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリングの実施等を通じ、必要な援助と解決のためのサポートを行っています。

また、男性のための電話相談を開設し、夫婦、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じています。

相談方法等	
女性面接相談（予約制）	06-6910-8588（問合せ、面接予約）
女性電話相談	06-6937-7800（相談専用）
女性弁護士による法律相談（予約制）	06-6910-8588（問合せ、相談予約）
男性のための電話相談	06-6910-6596（相談専用）
女性のためのSNS相談	SNS相談受付 窓口ページ 

【開設時間】

◇女性面接相談（予約制・女性心理カウンセラーが対応（50分間））

開設日	面接予約・受付時間	面接相談時間
火曜日～金曜日	13時30分～18時 18時45分～21時	17時～21時
土曜日・日曜日	9時30分～13時 13時45分～18時	10時～18時

※祝日（土・日を除く）・年末年始を除く

◇女性電話相談（女性相談員が対応）

開設日	受付時間
火曜日～金曜日	16時～20時
土曜日・日曜日	10時～16時

※祝日（土・日を除く）・年末年始を除く

◇女性のためのSNS相談

開設日	利用時間
第1～4火曜日	12時～18時
第1、3土曜日	10時～15時

※祝日（土・日を除く）・年末年始を除く

◇女性弁護士による法律相談（予約制・女性弁護士が対応（30分間））

(1) DV被害・性暴力被害に悩む女性のための相談

(2) 女性のための相談

	開設日	相談予約・受付時間	面接相談時間
(1)	第3木曜日	火曜日～金曜日 13時30分～18時 18時45分～21時	14時～16時
(2)	偶数月第4木曜日	土曜日・日曜日 9時30分～13時 13時45分～18時	

※祝日（土・日を除く）・年末年始を除く

※相談（開設）日が祝日の場合、他の週に振り替え

◇男性のための電話相談（男性相談員が対応）

開設日	相談時間
第2、3土曜日	11時～15時
第1、4水曜日	16時～20時

※相談（開設）日が年末年始・祝日の場合、他の週に振り替え

⑦ 大阪府女性相談センター

<https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/joseisodan/index.html>

配偶者・恋人などからの暴力の相談や女性相談（ストーカー被害、夫婦・家庭内のトラブル、対人関係の悩みなど）をお受けしています（電話相談及び来所相談）。また、必要に応じて緊急一時保護や女性自立支援施設への入所等、自立に向けた支援を行っています。

相談方法	
電話相談	06-6949-6022 または 06-6946-7890
FAX相談	06-6940-0075
面接相談	上記電話番号に連絡していただき、できるだけご予約ください。

【開設時間】

平日 : 9時～20時

土・日 : 9時～17時

(祝日・年末年始を除く)

※ DV相談は、年間を通じて24時間(電話)06-6946-7890、
(FAX)06-6940-0075 で相談できます。

⑧ 大阪府立母子・父子福祉センター

<http://www.osakafu-boshiren.jp/>

府内(大阪市、堺市、豊中市を除く)の母子家庭・父子家庭・寡婦の方を対象に、自立を支援するための就業相談及び職業紹介や生活相談をはじめ、弁護士や専門員による法律相談等を実施しています。(注:お住まいの地域によっては、相談窓口が異なる場合がありますが、お気軽に下記までお問合せください。)

相談方法等	
電話	06-6748-0263

【開設時間】

◇ひとり親家庭相談 月曜日～土曜日:10時～16時(随時)

◇法律相談 毎月第2土曜日と奇数月第4木曜日:13時～15時(要予約)

◇養育費相談 月曜日～土曜日:10時～15時

◇就業相談・職業紹介 月曜日～土曜日:10時～16時(要予約)

⑨ 社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部(大阪府)

<http://www.soramamail.or.jp/about/soudan.html>

児童養護施設等を退所した子どもが施設退所後社会で自立生活ができるように、生活や就業に関する相談に応じるとともに、居場所支援としてフリールールの提供や就労先の開拓などのフォローアップを行っています。

相談方法等	
電話	06-6765-3400
メール	info@soramamail.or.jp

【開設時間】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：10時～17時

⑩ 大阪難病相談支援センター（大阪府）

<https://www.nanbyo.osaka>

電話・面接などによる難病患者の療養や就労・日常生活上の個別・具体的な相談および支援などを行っています。

相談方法等	
電 話	06-6926-4553
メール	inform@nanbyo.osaka
ファックス	06-6926-4554

【開設時間】

月曜日～金曜日（土日祝・年末年始を除く）：10時～17時

※受付時間は10時～16時半

**⑪ 社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会
ハンセン病回復者支援センター（大阪府）**

<http://www.saiseikai.or.jp/facilities/f05/2700-0055/>

ハンセン病回復者の方の社会復帰や社会復帰後の生活面での支援に関する相談に応じています。

相談方法等	
電 話	06-7506-9424
メール	hansensoudan@osaka-saiseikai.jp
ファックス	06-7506-9425

【開設時間】

平日：9時～17時（祝・年末年始を除く）

⑫ 大阪府医療相談コーナー

https://www.pref.osaka.lg.jp/madoguchi/o100020/madoguchi_000406.html

医療相談窓口では、医療に関する相談や医療機関を利用するにあたっての相談などに中立的な立場で応じています。

医療機関の所在地	保健所名等	相談方法等
池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田保健所	電話 072-751-2990
茨木市、摂津市、島本町	茨木保健所	電話 072-624-4668
守口市、門真市	守口保健所	電話 06-6993-3131
四條畷市、交野市、大東市	四條畷保健所	電話 072-878-1021
松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	藤井寺保健所	電話 072-955-4181
富田林市、大阪狭山市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村	富田林保健所	電話 0721-23-2681
和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町	和泉保健所	電話 0725-41-1342
岸和田市、貝塚市	岸和田保健所	電話 072-422-5681
泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町	泉佐野保健所	電話 072-462-7701
	府庁別館	電話 06-6941-0351 (内線5009)

【開設時間】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時～12時、13時～17時30分

※ 相談にあたっては、医療機関の所在する保健所にまずご相談下さい。

※ 政令市（大阪市、堺市）・中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）に所在する医療機関については、各政令市・中核市の保健所にご相談ください。

⑬ 大阪府労働相談

<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/>

大阪府では、職場でのトラブルを防止するため、労働契約や労働条件に関する問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメント（セクハラ・パワハラなど）に関する問題、就業規則や人事労務管理に関する問題、労働者や使用者

のみなさまからのさまざまな労働相談をお受けしています。

労働相談センター

相談方法等	
電話	06-6946-2600（労働相談）
	06-6946-2601（セクハラ・女性相談）
	06-6946-2608（テレワーク相談）
面談	開設時間内に直接お越しください。（予約不要）

オンライン	相談希望日の1営業日前の17時までにお申込ください。 https://pref-osaka.viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1
-------	---

※職員による相談は予約不要。弁護士・社会保険労務士への相談は、あらかじめ職員による相談を経た上で、事前予約により実施しています。

※「セクハラ・女性相談電話」については、ご希望により女性相談員の対応も可能です。

【開設時間】

- ◇日常相談 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：
9時～12時15分 13時～18時
- ◇夜間相談 木曜日（祝日の場合は翌日）：20時まで

⑭ 大阪府住宅相談室

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130160/jumachi/sodan/index.html>

大阪府住宅相談室では、入居拒否・入居差別の相談を含め、住宅に関する様々な相談に対応しています。

相談方法等	
電話	06-6944-8269

【開設時間】

月曜日～金曜日（土日祝・年末年始を除く）：9時～12時、13時～17時

※ このほか、身近な市町村で相談できる入居拒否・入居差別の相談窓口があります。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130160/iumachi/madoguchi/index.html>

⑮ 大阪府教育センター すこやか教育相談

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

大阪府教育センター「すこやか教育相談」では、電話、Eメール、FAX、LINEによる相談に応じて、相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援を行っています。また、学校を通して依頼される面接相談によって学校と連携しての支援も行っています。

子どもからの相談（すこやかホットライン）

相談方法等	
電話	06-6607-7361
メール	sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
ファックス	06-6607-9826
LINE	各学校に配付しているポスター・カードに掲載している「二次元コード」からアカウントを登録

保護者からの相談（さわやかホットライン）

相談方法等	
電話	06-6607-7362
メール	sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
ファックス	06-6607-9826

教職員からの相談（しなやかホットライン）

相談方法等	
電話	06-6607-7363
メール	sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp
ファックス	06-6607-9826

【開設時間】

◇電話相談 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時30分～17時30分
※ 平日の相談時間以外や土、日、祝日は24時間対応「すこやか教育相談24」をご利用ください。

（電話：0120-0-78310）

◇メール相談・ファックス相談 24時間（但し、回答は後日）

◇面接相談 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時30分～17時30分

※ 学校を通して事前の電話予約が必要です。

※ 電話 06-6692-1882（内線408）

◇LINE相談 日曜日～木曜日と特設日：19時～22時（受付は21時30分まで）

★人権相談機関ネットワークについて★

大阪府は、府内で人権に関する相談を受けている相談機関のネットワークを構築し、相互の連携・協働を図っています（運営を一般財団法人大阪府人権協会に委託）。

差別に関する相談に対応する機関も多数加盟しています。

加盟機関の情報は、以下のURLからご確認いただけます。

<https://iinkensodan-keihatu.pref.osaka.lg.jp/iinkensodan-networklist2024/>

(2) 裁判外紛争解決機関

① 公益社団法人 民間総合調停センター

<https://minkanchotei.or.jp/>

民間総合調停センターは、各種専門家団体（※）、経済団体、消費者団体、自治体等が運営に参画している総合型（ワンストップ）の裁判外紛争解決機関であり、法務大臣の認証を受けた認証紛争解決機関（平成21（2009）年9月14日認証・認証番号第43号）となります。

また、本センターは、司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの分野の専門家を和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、より公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指しています。

本センターでは、オンラインでの期日参加が可能です。ズームを利用した期日参加が可能となり、遠方であっても申立てが可能となります。

（※）各種専門家団体：大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会、（一社）大阪府宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会大阪府本部、（公社）大阪社会福祉士会、（一社）大阪府建築士事務所協会、日本公認会計士協会近畿会、大阪府社会保険労務士会、（公社）大阪府建築士会、（公社）大阪府不動産鑑定士協会、近畿税理士会、大阪府臨床心理士会、（一社）大阪府マンション管理士会

（注）上記団体名中「（公社）」は公益社団法人の略、「（一社）」は一般社団法人の略

概要	
取扱 手続	裁判外紛争解決手続（ADR）の実施（どちらの手続きも非公開で開催） （1）和解あっせん手続 和解あっせん人3名（最低1名は弁護士）が、当事者双方から紛争の経緯や意向を聴取し、和解案を提示するなどして、双方の合意による解決を目指す手続です。 あくまで当事者同士の話し合いによった解決を目指す制度で、和解あっせん人が解決案を提示することもあります。拘束されるわけではなく拒否することができます。（その結果、「和解不成立」、「不調」となります。） ※ ただし、当事者同士の話し合いとなるため、相手方が話し合いに応じない場合は、紛争の経緯等を聴取せずに、手続き終了となります

	ます。 (2) 仲裁手続 仲裁人3名（最低1名は弁護士）が、当事者双方から紛争の経緯を聴取し、証拠等の提出を受けた上で、仲裁判断という形で解決方法を示す手続です。 申立てをするためには、当事者双方が書面で仲裁手続を行うことについて合意（仲裁合意）することが必要です。仲裁判断は裁判の判決と同じ効力があり、当事者は拒否することができません。また、控訴や上告等の不服申立の制度はなく、仲裁判断がなされた事件について、裁判を起こすことはできなくなります。										
対象 事案	民事紛争一般から以下の紛争を中心に、民事上の紛争であれば取り扱います。 〔不法行為関係（自動車事故、自転車事故、ペット）、不動産関係（賃貸借、敷金返還）、特定の紛争（医療関係、建築関係）、相隣関係（土地境界線・迷惑行為）、家族関係（相続・離婚）、金融商品関係（銀行取引、証券、信託、生命保険、損害保険、共済）等〕										
手数料	① 申立てのときの手数料【申立手数料】 1件 10,000円 （なお、当事者が複数の場合は、増額することがあります。） ※ただし、相手方が手続きに応じなかった際は、7,000円をご返金いたします。 ※災害ADRの場合には、申立手数料を免除する場合があります。 ② 解決したときの手数料【成立手数料】 15,000円～ 以下のとおり、紛争解決額に応じた成立手数料を納付いただきます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>紛争解決額</th><th>標準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上 ～ 100万円未満</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>100万円以上 ～ 200万円未満</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>200万円以上 ～ 500万円未満</td><td>30,000円</td></tr> <tr> <td>500万円以上 ～ 1,000万円未満</td><td>50,000円</td></tr> </tbody> </table> 事案により、成立手数料を30%の範囲で増減する場合があります。 紛争解決額が1,000万円以上の場合は、お問い合わせください。	紛争解決額	標準額	0円以上 ～ 100万円未満	15,000円	100万円以上 ～ 200万円未満	20,000円	200万円以上 ～ 500万円未満	30,000円	500万円以上 ～ 1,000万円未満	50,000円
紛争解決額	標準額										
0円以上 ～ 100万円未満	15,000円										
100万円以上 ～ 200万円未満	20,000円										
200万円以上 ～ 500万円未満	30,000円										
500万円以上 ～ 1,000万円未満	50,000円										

	③ 鑑定、出張等の費用 事件の審理のため必要な鑑定費用、交通費等の実費、日当等の全額は、当事者双方又は一方当事者の負担とします。 あっせん人又は仲裁人が、鑑定を求め、又は出張する場合は、これに同意した当事者は、鑑定費用、交通費等の実費、日当等の費用を本センターに現金で予納しなければなりません。
ア ク セス等	(1) 所在地等 住所：〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満一丁目12番5号 大阪弁護士会館1階 「公益社団法人 民間総合調停センター」 アクセス：京阪中之島線「なにわ橋」駅下車徒歩約5分 大阪メトロ・京阪「淀屋橋」駅下車徒歩約10分 大阪メトロ・京阪「北浜」駅下車徒歩約7分 電話：06-6364-7644 定休日：土・日曜日、祝日 URL：https://minkanchotei.or.jp/company/ (2) 申立方法 申立書等の必要書類を民間総合調停センター宛に郵送又は持参により提出し、受理されれば、手続を開始いたします。申立書等の必要書類の詳細は、当センターホームページを参照してください。 (3) 申立補助 当センターは、法律相談は行っておりませんが、当センターへの申立てを検討し、又は希望する方に対し、「申立補助制度」と称して、手続の概要の説明、申立てに関する助言及び申立書作成方法の指導等を行っています。 これは、毎週火曜日・金曜日午後1時から3時に、事前予約制で実施しており、弁護士または司法書士のいずれか1名とその他の専門士業団体等の専門家1名の2名一組が受付担当員として対応するものです。

② 個別労使紛争解決支援制度（大阪府）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/sogorodo/kobetu/index.html>

雇用形態の多様化が進む中、大阪府では個別労使紛争（労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と使用者との間の紛争）について、情報提供、相談に加え、公正・中立な立場で労働者と使用者との間に入って話し合いによる紛争の解決を援助する「個別労使紛争解決支援制度」を実施しています。

概要	
「調整」、「あっせん」とは	紛争当事者である個々の労働者と使用者との間に入り、当事者双方の事情を聴取し、問題点を整理した上で、相互の譲り合いによる実情に即した紛争の解決を支援するものです。 ・「調整」…労働相談センターの「調整員」（職員）により実施します。 ・「あっせん」…大阪府労働委員会の「あっせん員」により実施します。 ※「あっせん」は、高度な専門性が必要で「調整」では解決が難しい場合やその他必要な場合に実施します。
対象事案	労働相談センターに労働相談があった個別労使紛争事案のうち、当該紛争当事者による自主的な解決努力にもかかわらず解決が困難なものです。
対象者	大阪府内に所在する事業所の労働者及び使用者です。
留意点	1. この制度は、行政が公正・中立な立場で、紛争解決を支援するもので、当事者一方の立場を代理することや、指導・監督権限をもって行うものではありません。 2. この制度を利用するに当たっては、事前に労働相談を受けていただく必要があり、原則として、相談者自身が、一定の取り組み（相手方への働きかけ等）を行ったにもかかわらず、当事者間では解決困難な紛争状態にある場合に実施するものです。
申請の方法	労働相談センターに備えている申請書（個別労使紛争処理申請書）に必要事項を記載してください。
問合せ	（労働環境課 労働相談センター） 06-6946-2600

7. 参考法令等

差別のない社会づくりのための参考として、差別の解消に関する定めを置く憲法、条約、法律、条例、その他指針等のうち、主なものを紹介します。

(1) 憲法

① 日本国憲法

日本国憲法では、すべての国民は、法の下に平等であることが定められています。日本国憲法の規定は、公権力と個人の関係を規律するものであり、事業者と顧客のような私人の関係を直接に規律するものではありませんが、私人の行為が人権を侵害している場合には、裁判所が、その違法性を判断する基準の一つとなっています。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(2) 条約

① 国際人権規約

〔経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約：国際人権A規約）〕
〔市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約：国際人権B規約）〕

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、昭和41（1966）年の第21回国連総会において採択され、昭和51（1976）年に発効し、日本は昭和54（1979）年に批准しました。

第26条 すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

② あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。昭和40（1965）年の第20回国連総会において採択され、昭和44（1969）年に発効し、日本は平成7（1995）年に加入しました。

この条約の対象とする人種差別は、第1条において「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義されています。

「人種」とは、社会通念上、皮膚の色、髪形状等身体の生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団を指し、「皮膚の色」とは、このような生物学的諸特徴のうち、最も代表的なものを掲げたものと考えられます。

また、「民族的若しくは種族的出身」とは、この条約の適用上、いずれも社会通念上、言語、宗教、慣習等文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団の出身であることを指すものと考えられます。

さらに、「世系」とは、この条約の適用上、人種、民族からみた系統を表す言葉であり、例えば、日系、黒人系といったように、過去の世代における人種又は皮膚の色及び過去の世代における民族的又は種族的出身に着目した概念であり、生物学的・文化的諸特徴に係る範疇を超えないものであると解されます。

「公的生活」とは、国や地方公共団体の活動に限らず、企業の活動等も含む人間の社会の一員としての活動全般を指すものと解されます。つまり、人間の活動分野のうち、特定少数の者を対象とする純粋に私的な個人の自由に属する活動を除いた、不特定多数の者を対象とするあらゆる活動を含むものと解されます。

なお、「国籍」による異なる取扱いは、この条約の対象とはなりません。しかし、そのような取扱いが認められるのは、合理的な根拠のある場合に限られます。例えば、賃貸住宅における入居差別のように、むしろ人種、民族的、種族的出身等に基づく差別とみなすべきものは、この条約の対象となると考えられます。

第1条 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

③ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。本条約は、昭和54（1979）年の第34回国連総会において採択され、昭和56（1981）年に発効し、日本は昭和60（1985）年に批准しました。

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

（3）法律

① 男女共同参画社会基本法

（制定） 平成11年法律第78号

（最終改正）平成11年法律第160号

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

男女共同参画社会の形成は、性別による差別的取扱いを受けないこと等を旨として行われなければならないと規定されています。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

② 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

（制定） 平成15年法律第57号

（最終改正）令和6年法律第46号

個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

個人情報取扱事業者の義務として、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないことなどが定められています。

（利用目的の特定）

第17条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を

含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

(不適正な利用の禁止)

第19条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第20条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。))。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第21条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること

に伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（制定）平成12年法律第147号

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的としています。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

④ 教育基本法

（制定）平成18年法律第120号 ※全部改正

教育基本法は、教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しています。

すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないことが定められています。

（教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

⑤ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

（制定） 平成20年法律第82号

（最終改正）令和元年法律第56号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律は、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図ることを目的としています。

何人も、ハンセン病回復者等及びその家族に対して、そのことを理由に差別してはならないことが定められています。

（趣旨）

第1条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第3条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

⑥ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

（制定）平成28年法律第109号

部落差別解消推進法は、日本社会には今も部落差別が存在し、許されないものであることから、部落差別の解消に関して、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としています。

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

⑦ 旅館業法

(制定) 昭和23年法律第138号

(最終改正) 令和5年法律第52号

旅館業法は、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

旅館業営業者は、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき及び営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれがある要求を繰り返したとき等でなければ宿泊を拒んではならないことが定められています。

第5条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- 二 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- 三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

四 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

- 2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

⑧ 医師法

（制定） 昭和23年法律第201号

（最終改正）令和3年法律第49号

医師法は、医師の免許や業務などについて規定しています。

医師は、診察治療や、診断書等の交付の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならないことが定められています。

第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があった場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

⑨ 保健師助産師看護師法

（制定） 昭和23年法律第203号

（最終改正）令和4年法律第68号

保健師助産師看護師法は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的としています。

助産師は、助産、保健指導、出生証明書等の交付の求めがあった場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならないことが定められています。

第39条 業務に従事する助産師は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導の求めがあった場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 分べんの介助又は死胎の検案をした助産師は、出生証明書、死産証書又は死胎検案書

の交付の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

⑩ 薬剤師法

（制定） 昭和35年法律第146号

（最終改正）令和4年法律第47号

薬剤師法は、薬剤師の免許や業務などについて規定しています。

薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならないことが定められています。

（調剤の求めに応ずる義務）

第21条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

⑪ 労働基準法

（制定） 昭和22年法律第49号

（最終改正）令和6年法律第42号

労働基準法は労働条件の原則や決定について、労働条件の最低基準を規定しています。

使用者は、労働者の国籍、信条、社会的身分を理由として、労働条件について差別的取扱いをしてはならず、また、労働者が女性であることを理由として、賃金について男性と差別的取扱いをしてはならないことが定められています。

（均等待遇）

第3条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

（男女同一賃金の原則）

第4条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

⑫ 職業安定法

(制定) 昭和22年法律第141号

(最終改正) 令和4年法律第12号

職業安定法は、企業による労働者の募集・職業紹介・労働者供給について規制している法律です。特に、職業紹介事業に関する基本的なルールについて規定しています。

何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介等について差別的取扱いを受けないことが定められています。

また、同法に関する告示では、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報などの収集は原則として認められないことが定められています。

なお、法令中の「公共職業安定所等」、「職業紹介事業者等」には「労働者の募集を行う者」も含まれます。

(均等待遇)

第3条 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱いを受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

(求職者等の個人情報の取扱い)

第5条の5 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（次項において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、その業務に関し、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年厚生労働省告示第141号）（最終改正 令和6年厚生労働省告示第318号）（抜粋）

第5 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項（法第5条の5）

1 個人情報の収集、保管及び使用

(1) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、法第5条の5第1項の規定によりその業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者等の個人情報（1及び2において単に「個人情報」という。）がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。

(2) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

(3) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。

(4) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）の定める書類により提出を求めること。

(5) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

(6) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、法第5条の5第1項又は(2)、(3)若しくは(5)の求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ 同意を求める事項について、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ロ 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供又は労働者供給の条件としないこと。

ハ 求職者等の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。



厚生労働省資料【求職者等の個人情報の取扱いについて】

◆次の個人情報の収集は原則認められません。

○人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

- ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
- ・容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報 等

○思想及び信条

- ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書 等

○労働組合への加入状況

- ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報 等

◆違反したときは

○違反行為をした場合は、職業安定法に基づく改善命令を発出する場合があります。

○改善命令に違反した場合は、罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科せられる場合もあります。

⑬ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
（男女雇用機会均等法）

（制定） 昭和47年法律第113号

（最終改正）令和4年法律第68号

男女雇用機会均等法は、職場で働く人が性別で差別されことなく、また、働く女性については母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、雇用の分野におけるあらゆる段階での男女の均等な機会と待遇の確保を求めています。

（性別を理由とする差別の禁止）

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率

その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

5 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

⑭ 労働組合法

（制定） 昭和24年法律第174号

（最終改正）令和5年法律第53号

労働組合法は、労働者が団結し、使用者と団体交渉を行い、ストライキ等の団体行動をする権利を具体化する法律です。

労働組合の規約には、何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって、組合員たる資格を奪われない旨の規定が含まなければならないことが定められています。

（労働組合として設立されたものの取扱）

第5条

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。

⑮ 鉄道事業法

（制定） 昭和61年法律第92号

（最終改正）令和5年法律第18号

鉄道事業法は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

鉄道運送事業者は、旅客運賃等の上限を定めて国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、それが特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、変更を命ずることができることが定められています。

（旅客の運賃及び料金）

第16条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 鉄道運送事業者は、第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 鉄道運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要

に依り当該地域の住民の生活のための旅客輸送を確保する必要がある路線の区間に係る旅客運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該旅客運賃等を定めることができる。当該協議会において当該旅客運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該区間をその区域に含む市町村（特別区を含む。）及び都道府県
- 二 当該旅客運賃等を定めようとする鉄道運送事業者
- 三 当該区間を管轄する地方運輸局長

8 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の旅客運賃等又は前項の旅客の料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその旅客運賃等又は旅客の料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

⑩ 道路運送法

（制定） 昭和26年法律第183号

（最終改正）令和6年法律第23号

道路運送法は、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすること等により、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者等）や一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー・ハイヤー事業者）は、運賃等の上限を定めて国土交通大臣の認可を受けなければならない、国土交通大臣は、それが特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、変更を命ずることができることが定められています。

また、これらの事業者を含む一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならず、そのような行為があるときは、国土交通大臣は、当該行為の停止又は変更を命ずることができることが定められています。

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業

者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号(第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条の3 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)は、運賃等(旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。)をいう。以下この条、第八十八条の二第三号及び第八十九条第一項第二号において同じ。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項の規定にかかわらず、当

該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者

三 当該営業区域を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 第九条第七項の規定は、第三項の運賃等及び前項の料金について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項又は第四項」とあるのは「第九条の三第三項」と、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」とあるのは「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

第30条

3 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

⑪ 貨物自動車運送事業法

(制定) 平成元年法律第83号

(最終改正) 令和6年法律第23号

貨物自動車運送事業法は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする等により、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。

一般貨物自動車運送事業者（トラックを使用して他人から運送の依頼を受け、荷物を運送し、運賃を受ける事業者）は、特定の荷主に対して、不当な差別的取扱いをしてはならず、そのような行為があるときは、国土交通大臣は、当該行為の停止又は変更を命ずることができることが定められています。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

第26条

- 3 一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般貨物自動車運送事業に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

⑩ 海上運送法

(制定) 昭和24年法律第187号

(最終改正) 令和5年法律第24号

海上運送法は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

一般旅客定期航路事業者や旅客不定期航路事業者（定期／不定期のフェリーなど）は、運賃等を定め、あらかじめ国土交通大臣に届出なければならず、それが特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、国土交通大臣は、変更を命ずることができることが定められています。

また、これらの事業者を含む航路事業者は、特定の利用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが定められています。

(運賃及び料金)

第7条 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第13条 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(貨客定期航路事業)

第20条

- 3 第13条（略）の規定は、貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。）について準用する。
（一般不定期航路事業）

第22条

- 3 第13条、（略）の規定は、一般不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。）について準用する。

⑱ 航空法

（制定） 昭和27年法律第231号

（最終改正） 令和5年法律第63号

航空法は、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

本邦航空運送事業者（航空会社）は、旅客運賃や貨物料金を定め、予め、国土交通大臣に届出なければならない、それが特定の旅客や荷主に対し、不当な差別的取扱いをするものであるときは、国土交通大臣は、変更を命ずることができることが定められています。

（運賃及び料金）

第105条 本邦航空運送事業者は、旅客及び貨物（国際航空運送事業に係る郵便物を除く。第3項において同じ。）の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

- 2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱いをするものであるとき。

⑳ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）

（制定） 平成28年法律第68号

ハイトスピーチ解消法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が

喫緊の課題であり、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としています。

この法律では、「ヘイトスピーチ」を、本邦（日本）以外の国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動と規定しています。

また、ヘイトスピーチ解消のため、国及び地方公共団体の責務だけではなく、国民の努力義務として、ヘイトスピーチ解消の必要性に対する理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に寄与するよう努めなければならない、と定められています。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

㊴ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(制定) 平成24年法律第31号

(最終改正) 令和5年法律第47号

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応を踏まえ、令和3年2月に同法が改正され、新型インフルエンザ等患者等（注1）に対する差別的取扱い等（注2）の防止に係る国及び地方公共団体の責務（相談体制や啓発など）が定められました。

(注1)

新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他の

これらの者と同一の集団に属する者をいいます。

(注2)

ア 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であつたことを理由とする不当な差別的取扱い

イ 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

ウ ア、イのほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為をいいます。

(知識の普及等)

第十三条 国、地方公共団体及び国立健康危機管理研究機構は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であつたことを理由とする不当な差別的取扱い

二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

※以下のURL（法務省ウェブページ）から、内容をご確認いただけます。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/stop_coronasabetsu.html

② 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(制定) 令和5年法律第68号

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進

に関する法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養^{かんよう}し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養^{かんよう}し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多

多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

㊥ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

(制定) 平成13年法律第137号

(最終改正) 令和6年法律第25号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する

法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めています。

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。
- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
 - 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報¹⁰、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

¹⁰ 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報

(発信者情報の開示請求)

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必

要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

- 3 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

② アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

（制定） 平成31年法律第16号

（最終改正） 令和4年法律第68号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律は、国、地方公共団体その他の関係する者のアイヌ施策の推進について規定しています。

（目的）

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

- 2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の努力）

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(4) 条例

① 大阪府人権尊重の社会づくり条例

(制定) 平成10年大阪府条例第42号

(最終改正) 令和元年大阪府条例第23号

大阪府人権尊重の社会づくり条例は、人権尊重の社会づくりに関する府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もって全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的としています。

(前文)

全ての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところである。

かかる理念を社会において実現することは、私たち全ての願いであり、また責務でもある。

しかしながら、この地球上においては、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権侵害が存在しており、また、我が国においても人権に関する諸課題が存在している。

さらに、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、かつ、他者の人権の尊重を念頭に置くべきであるという道理を、より一層浸透させていかなければならないという課題も存在している。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、大阪が世界都市として発展していくためにも、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが、今こそ必要とされている。

私たち一人ひとりが、こうした人権尊重の社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もって全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(府の責務)

第二条 府は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 府は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(府民の責務)

第三条 府民は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深めるとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組を推進するとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(基本方針の策定)

第五条 知事は、人権施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた基本方針を策定しなければならない。

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、条例全文をご確認いただけます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000021.html

② 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（大阪府部落差別調査等規制等条例）

(制定) 昭和60年大阪府条例第2号

(最終改正) 平成23年大阪府条例第22号

部落差別調査等規制等条例は、部落差別事象を引き起こすおそれのある個人や土地に関する調査等の行為を規制することにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的としています。

この条例は、昭和50（1976）年以降、同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍「部落地名総鑑」が売買され、結婚などの個人調査用に興信所で使用されたり、就職者の個人調査用に企業などが購入したりする事件が発覚し、大きな社会問題となったことを契機に、昭和60（1986）年10月に制定されました。

また、取組みを進めていく中で、平成19（2007）年、マンション建設の候補地決定の際に行う土地調査において、府内のリサーチ会社が同和地区の所在地等を調査し、広告業者等に報告している事実が明らかとなったことを受け、平成23

(2011)年に一部改正を行い、興信所・探偵社業者に加え、「土地調査等を行う者」を規制の対象としました。

【部落差別調査等規制等条例による規制の概要】

① 興信所、探偵社業者

[遵守事項]

- (1) 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて、調査し、又は報告しないこと。
- (2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

[自主規制]

- ・構成員に遵守事項を遵守させるため、必要な規約の設定、届出
- ・構成員に対する遵守の指導

② 土地調査等（府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告すること）を行う者

[遵守事項]

- (1) 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて、調査し、又は報告しないこと。
- (2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、内容をご確認いただけます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/chousa-jyourei/index.html>

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、条例全文をご確認いただけます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000022.html

戸籍謄本等不正取得事件と府の取組み

○戸籍謄本等の不正取得事件

戸籍謄本等が不正に取得されることは、個人情報情報の漏洩だけでなく、結婚や就職などに際しての身元調査につながり、人権侵害を引き起こすおそれがある重大な問題です。

個人情報保護意識の高まりを受け、「誰でも戸籍謄本等の交付請求ができる」という従来の戸籍等の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限すること等を内容とした改正戸籍法等が平成20（2008）年に施行されました。

しかしその後も、平成23（2011）年11月には探偵事務所等の経営者、司法書士らによる戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件）など、他人の戸籍謄本等を不正に取得する事件が相次いで発生しており、令和3（2021）年には栃木県の行政書士が全国の市町村から多数の戸籍謄本等を不正取得したとして逮捕されています。これらの事件に関わって、大阪府内でも、多数の戸籍謄本等が取得されていることが判明しています。

○戸籍謄本等の不正取得防止に向けた府の取組み

平成17(2005)年に発覚した戸籍謄本等不正入手及びこれに関わる身元調査事件に対応するため、平成18(2006)年3月に「大阪府戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」を設置し、事件の真相究明並びに再発防止等に取り組めました。以後も、差別につながる身元調査をなくすための啓発、戸籍謄本等の不正請求防止に関する8土業団体への要望、戸籍謄本等の不正取得防止のための必要な措置についての国への要望などの取組みを行っています。

「本人通知制度」について

○本人通知制度とは？

住民票の写しや戸籍謄本などを第三者が取得した場合に、事前登録した本人に交付事実を通知する「本人通知制度」が府内全市町村で導入されています。

この制度は、委任状の偽造などによる住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求及び不正取得の早期発見につながり、個人情報不正利用防止や事実関係の究明の一助になります。

また、本人に交付した事実を通知することで不正取得が発覚する可能性が高まるため、不正請求及び不正取得自体を抑止する効果も期待されます。

○事前登録するには

制度の利用を希望される方は、制度を実施している市町村の戸籍や住民票の交付事務を担当する窓口にて、必要な手続きについてお問合せください。

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、内容をご確認いただけます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040050/shichoson/jukiseido/honnintuti.html>

○被害告知制度とは？

第三者により戸籍謄本等が不正取得された際に、被取得者に対して当該事実を通知する「被害告知制度」が、府内半数以上の団体で導入されています。

被害告知制度の実施要領を事前に策定し公表しておくことにより、被取得者を含めた住民への説明責任が高まるほか、抑止効果が期待できます。また、不正取得が発覚した場合において、統一的、迅速かつ安定的な対応ができます。

③ 大阪府男女共同参画推進条例

（制定）平成14年大阪府条例第6号

大阪府男女共同参画推進条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的としています。

何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならないことを定めています。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、内容をご確認いただけます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/danjo/jorei.html>

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、条例全文をご確認いただけます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001118.html

④ 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例 (大阪府性の多様性理解増進条例)

(制定) 令和元年大阪府条例第18号

大阪府性の多様性理解増進条例は、性的指向及び性自認の多様性（以下「性的マイノリティ」といいます。）に関する理解の増進のため、府、府民及び事業者の責務を明らかにし、性的マイノリティに関する理解の増進に関する施策を実施し、もって全ての人の性的指向及び性自認が尊重される社会の実現に資することを目的としています。

(目的)

第一条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、もって全ての人の性的指向及び性自認が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。

二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組は、全ての人が等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるべきことに鑑み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施する責務を有する。

2 府は、国及び市町村が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組について協力するものとする。

(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組に努めるとともに、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(理解の増進に関する施策)

第七条 府は、次に掲げる性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施するものとする。

一 性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深めるため、教育及び啓発を行うこと。

二 性的指向及び性自認の多様性に関する相談に的確に応じること。

2 府は、前項各号に掲げるもののほか、府が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、内容をご確認いただけます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/sogijorei/index.html>

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、条例全文をご確認いただけます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00002079.html

⑤ 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する 条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）

（制定）令和元年大阪府条例第19号

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例は、ヘイトスピーチは人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為であることから、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会の実現に資することを目的としています。

（目的）

第一条 この条例は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動は許されないものとの認識の下、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施し、もって全ての人が相互に人種又は民族の違いを尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」とは、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消は、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの認識の下、行われなければならない。

（府の責務）

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村における人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に係る取組について協力するものとする。

（府民の責務）

第五条 府民は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(不当な差別的言動の禁止)

第七条 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。

(不当な差別的言動の解消の推進に関する施策)

第八条 府は、次に掲げる人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施するものとする。

- 一 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心及び理解を深めるため、教育及び啓発を行うこと。
- 二 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動に関する相談に的確に応じるとともに、そのために必要な取組を行うこと。

(適用上の注意)

第九条 この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、内容をご確認いただけます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinkenyogo/hatejyourei/index.html>

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、条例全文をご確認いただけます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00002080.html

⑥ 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

(制定) 令和4年大阪府条例第48号

(最終改正) 令和6年大阪府条例第65号

インターネットは、便利なツールですが、使い方によって、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう事態を招くこともあります。この条例は、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざしています。

(目的)

第一条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが

加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動（人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動をいう。以下同じ。）等による権利を侵害する情報（以下「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。

二 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。

三 行為者 誹謗中傷等により被害者を発生させた者をいう。

四 インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なルールやマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットの特性を正しく活用する能力をいう。

(府の責務)

第三条 府は、行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施する。

(議会の責務)

第四条 議会及び議員は、この条例の趣旨にのっとり、不断の研鑽(さん)によりインターネットリテラシーの向上に努め、府民の範となつて活動し、及び行動する。

(府民の役割)

第五条 府民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解及びインターネットリテラシーの向上に努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第三条の施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第七条 府は、第三条の施策を円滑に実施するため、国、市町村、支援団体その他の関係

機関と連携協力を図らなければならない。

(基本的施策)

第八条 府は、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- 一 府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- 二 被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備
- 三 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備
- 四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

(インターネットリテラシーの向上)

第九条 府は、府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施するものとする。

- 2 知事及び教育委員会は、児童及び生徒に対する前項の施策を実施するに当たっては、府立学校、市町村立学校及び私立学校と連携し、保護者の理解を図りながら取り組むよう努めるものとする。

(被害者の相談支援体制)

第十条 府は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担の軽減等を図るため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- 二 専門的知識を有する機関の紹介
- 三 前二号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項

- 2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

(行為者等の相談支援体制)

第十一条 府は、行為者の誹謗中傷等を抑制するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- 二 専門的知識を有する機関の紹介
- 三 前二号に掲げるもののほか、行為者の相談対応として必要な事項

- 2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

- 3 府は、第一項に掲げるもののほか、自ら発信したインターネット上の情報に関して不安を抱える者の相談に応じるものとする。

(削除の要請等)

第十二条 府は、インターネット上において、特定の個人（府内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。）若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に

関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)に対する当該侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報を行うことができる。

(説示又は助言)

第十三条 府は、前条の規定による要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる。

(府民への啓発)

第十四条 府は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する府民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(審議会への諮問)

第十五条 知事は、第八条の規定より府が行う施策の検証並びに第十二条の規定による要請又は通報及び第十三条の規定による説示又は助言を行うに当たっての基本的な考え方等について、大阪府人権施策推進審議会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第十六条 府は、第一条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

※以下のURL(大阪府ウェブページ)から、内容をご確認いただけます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken/internet/jourei.html>

※以下のURL(大阪府ウェブページ)から、条例全文をご確認いただけます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG000002169.html

(5) その他指針等

①インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針(大阪府)

大阪府は、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づ

くり条例第 12 条に規定する削除の要請等及び第 13 条に規定する説示又は助言の実施に関し、必要な事項を定めています。

1 目的等

この指針は、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（令和 4 年 3 月 29 日条例第 48 号。以下「条例」という。）第 12 条に規定する削除の要請等及び第 13 条に規定する説示又は助言の実施に関し必要な事項を定め、もって適正な条例の施行に資することを目的とする。

削除の要請等及び説示又は助言の実施にあたっては、被害者への被害回復に向けた支援と表現の自由の保障との調和に配慮しつつ、適正かつ慎重に行うものとする。

2 削除の要請等（条例第 12 条）

（1）「特定の個人（府内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。）若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域」について

ア 「特定の個人」とは、府内に居住する者をいうほか、府外から府内に通勤又は通学する者も含む。

イ 「当該個人により構成される集団」とは、集団の規模、構成員の特定の程度等により、当該集団に属する特定の個人の権利侵害を認識できる規模の集団をいう。

ウ 「府内の特定の地域」とは、府内の特定の地域の居住者や出身者といった特定の個人に対する権利侵害を認識できる規模の地域をいう。

（2）「不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らか」について

ア 「不当な差別的言動に係る侵害情報」とは、条例第 2 条において規定する「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動による権利を侵害する情報」をいう。具体的には、次のような人格権を侵害するものをいう。

なお、府外から発信された情報であっても、当該情報が、特定の個人若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報であることが明らかな場合には、同条の対象となることに留意する。さらに、こうした情報をインターネット上に拡散する行為についても、同条の対象となることに留意する。

（ア）名誉毀損

共通の属性を理由としてなされる特定の個人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる事実の摘示や意見・論評の表明をインターネット上に流通させるものをいう。ただし、その言動が公共の利害に関する事実であり、専ら公益を図る目的である場合で、摘示された事実がその重要な部分について真実であること又は発信者が真実と信ずる相当の理由があるとき、さらに、意見・論評の表明にあつてはこれらに加えて人身攻撃に及ぶなどの意見・論評の域を逸脱したものでないときは、不法行為が成立しないことに留意する。

（イ）名誉感情の侵害

共通の属性を理由としてなされる特定の個人に対する社会通念上許される限度を超える判断される侮辱性の強い言動等をインターネット上に流通させるものをいう。名誉感情の侵害には、特定の個人に対する賤称語や蔑称を用いた表現や特定の個人の存在を否定する言動等についても含まれる。

(ウ) プライバシー侵害

不当な差別的取扱いを助長・誘発するような特定の個人が公にしていなかった人種や民族、障がいや疾病、いわゆる同和地区の出身であること、性的指向や性自認等、特定の個人の共通の属性を識別することを可能とする情報をインターネット上に流通させるものをいう。ただし、特定の個人が公にしている情報であっても、その内容により、名誉感情の侵害や私生活の平穏の侵害として削除の要請等の対象となることがあることに留意する。

また、特定の地区がいわゆる同和地区である、又はあったとする情報の摘示については、個人の住所等と対照することによりいわゆる同和地区の居住者や出身者であるか否かを容易に特定することができ、不当な差別的取扱いを助長・誘発するものと認められ、プライバシーの侵害にあたる。なお、当該情報の摘示が学術研究等の目的であったとしても、公開の態様や文脈等から、権利侵害のおそれが極めて低いといえる場合でない限り、プライバシーの侵害にあたる。

(エ) 私生活の平穏の侵害

共通の属性を理由として、特定の個人の生命、身体、財産等に危害を加えるといった言動等、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせる言動をインターネット上に流通させるものをいう。

イ 「明らか」とは、具体的な被害の存在が認められ、かつ人格権の侵害が認められる侵害情報であると客観的に判断できることをいう。判断にあたっては、一般読者の普通の注意と読み方を基準に、情報の内容により前後の文脈や発信者の投稿歴等も考慮する。

(3) 「被害者からの申出があったときその他必要があると認めるとき」について

ア 「被害者からの申出があったとき」とは、被害者自身がプロバイダに対して侵害情報の削除の要請を行っても削除がなされないなど被害者自身による被害の拡大防止・回復を図ることが困難であって、府に対応を求める場合をいう。

被害者への対応にあたっては、まず被害者自身の自主的な被害の拡大防止・回復の支援を行うことを原則としていることに留意する。

イ 「その他必要があると認めるとき」とは、特定の地区がいわゆる同和地区である、又はあったとする情報の摘示に関して情報提供があった場合など被害者による自主的な被害の拡大防止・回復を促すことが見込めないときにおいては、被害者からの申出を前提とせず、府において削除の要請等を実施するものをいう。

ウ 既に訴訟手続準備中の事案や係争中の事案、また、訴訟が終了した事案等については、削除の要請等の対象としない。

(4) 「特定電気通信役務提供者」について

「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及

び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定されているが、具体的には、不特定の者によって受信されることを目的に、不当な差別的言動に係る侵害情報を流通させているウェブページや SNS、電子掲示板の運営・管理者であるプロバイダ、企業、個人等（以下「プロバイダ等」という。）をいう。なお、特定の者や多数の者に宛てて同時に送られる電子メール等の通信役務を提供する者は含まれないことに留意する。

（5）「侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報」について

ア 「侵害情報の削除の要請」とは、プロバイダ等に対し、不当な差別的言動に係る侵害情報の削除の要請を行うことをいう。ただし、プロバイダ等の削除要請受付窓口やフォーム、連絡先等が不明であるなど技術的に削除の要請ができない場合は除く。

イ 「国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報」とは、被害者からの申出等により、必要に応じて、法務省人権擁護機関や市町村、その他関係機関に対して、不当な差別的言動に係る侵害情報の流通の状況等について通報を行うものをいう。

3 説示又は助言（条例第 13 条）

（1）「説示又は助言」について

ア 「説示」とは、発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報が侵害情報であるとして事理を説示し、反省を促し、削除を求めるものをいう。

イ 「助言」とは、発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報の問題点を指摘し、人権意識の涵養を促すとともに、紛争解決の方向として削除を促すものをいう。

（2）「要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合」について

「要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合」とは、プロバイダ等への削除の要請や法務省等への通報を行った後、一定の期間を経過しても、不当な差別的言動に係る侵害情報が削除されない場合をいう。

（3）「当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らか」について

ア 「発信した者」とは、インターネット上において、不特定の者によって受信されることを目的に、不当な差別的言動に係る侵害情報を発信した者をいい、「拡散した者」とは、当該情報を転載、引用、再投稿等により、インターネット上に広く流通させた者をいう（以下「発信者等」という。）。

イ 「明らか」とは、発信者等の氏名や住所等が判明している場合のほか、氏名や住所等は不明であるものの、プラットフォーム上のダイレクトメッセージなど不特定の者に視認されない方法により発信者等に対して説示又は助言できる場合も含む。

（4）「必要があると認めるとき」について

「必要があると認めるとき」とは、被害者が説示又は助言を求める旨の意思表示をしており、かつ、不当な差別的言動に係る侵害情報の内容、被害の状況等に鑑み、説示又は助言を行うことが相当であると認められるときをいう。

（5）「当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる」について

説示又は助言の実施にあたっては、不当な差別的言動に係る侵害情報の内容等に応じて使い分けを行う。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

② 宅地建物取引業法に基づく指導監督基準（大阪府）

大阪府は、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士によるコンプライアンス向上の取組みを促進し、違反行為及び適正を欠く行為の未然防止を図るため、大阪府知事が指導監督を行う場合の統一的な基準を設けています。

（宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為に対する指導等）

第9 知事は、業者が宅地建物取引業に関し次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。

（1）取引の対象となる物件が同和地区（大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例第2条第1号の規定による。）に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示すること。

（2）賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由（以下「特定理由」という。）だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。

※以下のURL（大阪府ウェブページ）から、内容・基準全文をご確認いただけます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130200/kenshin/sidokantokukijun/index.html>

③ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（厚生労働省）

厚生労働省は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第9条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、事業主が講ずべき必要な措置について指針を定めています。

第四 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき必要な措置

一 外国人労働者の募集及び採用の適正化

1 募集

（略）職業紹介事業者等が職業紹介を行うに当たり、国籍を理由とした差別的取扱

いをするとは、職業安定法上禁止されているところであるが、事業主においても、職業紹介事業者等に対し求人の申込みを行うに当たり、国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。

2 採用

（略）事業主は、外国人労働者について、在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考に努めること。特に、永住者、定住者等その身分に基づき在留する外国人に関しては、その活動内容に制限がないことに留意すること。

また、新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、異なる教育、文化等を背景とした発想が期待できる留学生の採用により、企業の活性化・国際化を図るためには、留学生向けの募集・採用を行うことも効果的であることに留意すること。

二 適正な労働条件の確保

1 均等待遇

事業主は、労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないこと。

④ 職場におけるエイズ問題に関するガイドライン（厚生労働省）

厚生労働省は、労働者に対し、H I Vが日常の職場生活では感染しないことを周知徹底し、職場において同僚の労働者等の科学的に根拠のない恐怖や誤解、偏見による差別や混乱が生じることを防止するとともに、感染者やエイズ患者が仕事への適性に応じて働き続けることができるようにするため、事業者が自主的に取り組むためのガイドラインを作成しています。

1 趣旨

我が国においては、現在のところ、報告された数を見るかぎりH I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者（以下「感染者」という。）の数は国際的に見て多くないものの、今後増加するおそれもあることから、その前にエイズ（後天性免疫不全症候群）の予防対策を積極的に講じていく必要がある。

現在、我が国の感染者の大部分は20～40歳代であり、働き盛りの年齢層に集中していることを踏まえると、すべての労働者が健康な勤労者生活を送ることができるためには、職場におけるエイズ予防対策が重要である。このためには職場において、労働者に対し、原因となるウイルス、感染経路等、エイズに関する正しい知識を提供し、感染の危険性の高い行動の回避を呼びかけるとともに、H I Vに感染していることが分かった場合の適切な対応の仕方を伝える等のエイズ教育を行っていく必要がある。

他方、職場において感染者やエイズ患者を適切に受け入れる環境を作っていくことも

急務となっている。このためには、労働者に対し、H I Vが日常の職場生活では感染しないことを周知徹底し、職場において同僚の労働者等の科学的に根拠のない恐怖や誤解、偏見による差別や混乱が生じることを防止するとともに、感染者やエイズ患者が、仕事への適性に応じて働き続けることができるようにする必要がある。

このようなことから、事業者は、2に掲げる職場におけるエイズ対策の基本的考え方を参考にし、エイズ問題に対する基本的な方針を作り、エイズ対策に自主的に取り組むことが望ましい。

2 職場におけるエイズ対策の基本的考え方

(エイズ教育)

- (1) 事業者は、職場において労働者に対しエイズ教育を行い、エイズに関する正しい知識を提供すること。
- (2) 事業者は、エイズ教育や相談等の企画、実施に当たって産業医に中心的役割を担わせること。

(H I V検査)

- (3) 職場におけるH I V感染の有無を調べる検査（以下「H I V検査」という。）は、労働衛生管理上の必要性に乏しく、また、エイズに対する理解が一般には未だ不十分である現状を踏まえると職場に不安を招くおそれのあることから、事業者は労働者に対してH I V検査を行わないこと。
- (4) 事業者は、労働者の採用選考を行うに当たって、H I V検査を行わないこと。
- (5) 労働者が事業場の病院や診療所で本人の意思に基づいてH I V検査を受ける場合には、検査実施者は秘密の保持を徹底するとともに、検査前及び結果通知の際に十分な説明及びカウンセリングを行うこと。

(H I V感染の有無に関する秘密の保持)

- (6) 事業者は、H I V感染の有無に関する労働者の健康情報については、その秘密の保持を徹底すること。

(雇用管理等)

- (7) 事業者は職場において、H I Vに感染していても健康状態が良好である労働者については、その処遇において他の健康な労働者と同様に扱うこと。また、エイズを含むエイズ関連症候群に罹患(りかん)している労働者についても、それ以外の病気を有する労働者の場合と同様に扱うこと。
- (8) H I Vに感染していることそれ自体によって、労働安全衛生法第 68 条の病者の就業禁止に該当することはないこと。
- (9) H I Vに感染していることそれ自体は解雇の理由とならないこと。

(不慮の出血事故等における感染の予防)

- (10) 事業者は、職場における労働者等の不慮の出血事故の際の労働者へのH I V感染の予防のため、労働者に対する応急手当の方法の教育、ゴム手袋の備付け等の必要な措置を講ずること。

⑤ 採用のためのチェックポイント（厚生労働省）

厚生労働省は、就職の機会均等を確保するために、事業主における公正な採用選考のためのチェックポイントを作成しています。

採用のためのチェックポイント

厚生労働省では、就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様方に御協力と御努力をお願いしています。事業主の皆様方におかれましては、公正な採用選考の考え方について御理解いただきまして、差別のない公正な採用選考の実施にむけて積極的な取り組みをお願いします。

1 公正な採用選考の基本

（１）採用選考の基本的な考え方

ア 採用選考は

- ・ 応募者の基本的人権を尊重すること
- ・ 応募者の適性・能力に基づいて行うこと

の２点を基本的な考え方として実施することが大切です。

イ 公正な採用選考を行う基本は

- ・ 応募者に広く門戸を開くこと

求人条件に合致する全ての人が応募できるようにすることが大切です。

- ・ 応募者の適性・能力に基づいて行うこと

応募者のもつ適性・能力が求人職種の職務を遂行できるかどうかを基準として採用選考を行うことです。就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性・能力に応じて職業を選べることですが、このためには、雇用する側が公正な採用選考を行うことが必要です。

（２）公正な採用選考を行うためには・・・

ア 公正な採用選考を行うことは、家族状況や生活環境に関することなどといった、応募者の適性・能力とは関係ない事柄で採否を決定しないということです。

そのため、応募者の適性・能力に関係のない事柄について、応募用紙に記入させたり、面接で質問することなどによって把握しないようにすることが重要です。これらの事項は採用基準としないうちでも、把握すれば結果としてどうしても採否決定に影響を与えることになってしまい、就職差別につながるおそれがあります。

イ なお、個人情報保護の観点からも、職業安定法第５条の５及び平成１１年告示第１４１号により、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報などの収集は原則として認められません。（注：これらの法令中の「公共職業安定所等」「職業紹介事業者等」には、「労働者の募集を行う者」も含まれます。）

ウ 『応募用紙』については、新規中卒者は「職業相談票（乙）」、新規高卒者は「全国高等学校統一応募書類」を用いることとされています。また新規大卒者は「新規大学

等卒業予定者用標準的事項の参考例」又は「厚生労働省履歴書様式例」、その他の求職者は「厚生労働省履歴書様式例」を用いるようにし、事業主が独自に応募用紙やエントリーシート（インターネット上の応募入力画面）の項目・様式を設定する場合は、適性と能力に関係のない事項を含めないよう留意しましょう。

エ 『面接』を行う場合についても、職務遂行のために必要となる適性・能力を評価する観点から、あらかじめ質問項目や評価基準を決めておき、適性と能力に関係のない事項を尋ねないよう留意しましょう。

また、応募者の基本的人権を尊重する 姿勢、応募者の潜在的な可能性を見いだす姿勢で臨み、できるだけ客観的かつ公平な評価を行うようにしましょう。

オ 出自、障害、難病の有無及び性的マイノリティなど特定の人を排除しないことが必要です。特定の人を排除してしまうというのは、そこに予断と偏見が大きく作用しているからです。当事者が不当な取り扱いを受けることのないようご理解をいただく必要があります。

（３）採用選考時に配慮すべき事項

次の a や b のような適性と能力に関係がない事項を応募用紙等に記載させたり面接で尋ねて把握することや、c を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

<a. 本人に責任のない事項の把握>

- ・ 本籍・出生地に関すること（注：「戸籍謄（抄）本」や本籍が記載された「住民票（写し）」を提出させることはこれに該当します）
- ・ 家族に関すること（職業、続柄、健康、病歴、地位、学歴、収入、資産など）（注：家族の仕事の有無・職種・勤務先などや家族構成はこれに該当します）
- ・ 住宅状況に関すること（間取り、部屋数、住宅の種類、近郊の施設など）
- ・ 生活環境・家庭環境などに関すること

<b. 本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）の把握>

- ・ 宗教に関すること
- ・ 支持政党に関すること
- ・ 人生観、生活信条に関すること
- ・ 尊敬する人物に関すること
- ・ 思想に関すること
- ・ 労働組合に関する情報（加入状況や活動歴など）、学生運動など社会運動に関すること
- ・ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること

<c. 採用選考の方法>

- ・ 身元調査などの実施（注：「現住所の略図」は生活環境などを把握したり身元調査につながる可能性があります）
- ・ 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用
- ・ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

2 公正な採用選考チェックポイント

貴社の採用選考の状況について、下記の各チェックポイントから点検してみましょう。

- a 高卒予定者用の応募用紙は、全国高等学校統一応募用紙のみとしている。
(はい・いいえ)
 - b 応募用紙(エントリーシートを含む)に、本籍の記入欄がある。(いいえ・はい)
 - c 応募用紙(エントリーシートを含む)に、家族構成・家族の職業の記入欄がある。
(いいえ・はい)
 - d 応募者から戸籍謄(抄)本・住民票の写しを提出させている。(いいえ・はい)
 - e 応募者に現住所の略図を書かせている。(いいえ・はい)
 - f 応募者から、一律に健康診断書を提出させている。(いいえ・はい)
 - g 学科試験を行う場合、職務遂行に必要な適性・能力をもっているかどうかを判断するための内容としている。(はい・いいえ)
 - h 作文を行う場合、「私の生き立ち」や「私の家庭」等の本人の家庭環境や本人の思想・信条を確認するテーマとしている。(いいえ・はい)
 - i 適性検査を行う場合、専門的知識のある人が実施するようにし、結果を絶対視したりうのみにしていない。(はい・いいえ)
 - j 面接の実施に先だって、職務遂行のために必要となる適性・能力を評価する観点から、あらかじめ質問項目や評価基準を決めている。(はい・いいえ)
 - k 面接において、本人が生まれたところや家族構成・家族の職業などを尋ねることがある。(いいえ・はい)
 - l 面接において、人生観・生活信条・尊敬する人・愛読書などを尋ねることがある。
(いいえ・はい)
 - m 面接は、応募者の基本的人権を尊重する姿勢、応募者の潜在的な可能性を見いだす姿勢で臨んでいる。(はい・いいえ)
 - n 面接は、応募者に対するできるだけ客観的かつ公平な評価を行うようにしている。
(はい・いいえ)
 - o 家庭状況等の身元調査を実施している。(いいえ・はい)
 - p 内定者から、戸籍謄(抄)本等を一律に提出させている。(いいえ・はい)
- ※ チェックポイントの回答の中で右側に当てはまるものがある場合には、採用選考システムを見直していただきますようお願いします。

⑥ 公正な採用のための手引書「採用と人権」(大阪府)

大阪府は、就職の機会均等と基本的人権を尊重した公正な採用のための手引書として、公正な採用選考の確立に向けて必要となる基本的な考え方やルール等をまとめた「採用と人権」を発行しています。

公正な採用選考に向けて(チェックリスト)

1 公正な採用選考の基本的な考え方

採用選考を行う際には、次の3点を基本的な考え方として実施することが大切です

- ☐ 「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重

する

- ☐ 応募者のもつ適性・能力を基準として採用選考を行う
- ☐ 応募者に広く門戸を開く

2 求人申込みの際の留意事項

- ☐ 学校課程（全日制・定時制・通信制・単位制）、学科により、採用者の範囲を限定することなく、広く応募の機会を与えているか
- ☐ 同和地区出身者、在日韓国・朝鮮人生徒など、特定の人を排除する表現が含まれていないか
- ☐ 高校指定に当たっては、男(女)子校のみを指定するなど、結果的に改正男女雇用機会均等法の趣旨に反する指定を行っていないか

3 選考基準

- ☐ 職務遂行能力を条件とした公正な基準ができているか
- ☐ 選考基準に適合するかどうか、公正に評価する方法がとられているか
- ☐ 一つの方法だけで評価していないか
- ☐ 応募者の基本的人権を尊重する体制がとられているか
- ☐ 応募者の資質や長所を見いだすための配慮がなされているか
- ☐ 募集・応募書類は適正なものであるか
- ☐ 画一的な健康診断を実施していないか

4 採用選考の応募書類

- ☐ 中卒者については「㊥職業相談票[乙]」以外の応募書類を要求していないか
- ☐ 高卒者については「近畿高等学校統一応募用紙」以外の応募書類を要求していないか
- ☐ 大学・短大等卒業者は「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」又は「厚生労働省履歴書様式例」、その他の求職者は「厚生労働省履歴書様式例」を用いているか。また、事業主が独自に応募用紙やエントリーシートの項目・様式を設定する場合は、適性と能力に関係のない事項を含めていないか

5 学科試験

- ☐ 学科試験（作文を含む）は、作業遂行に必要な知識を持っているかどうか判断するために実施しているか
- ☐ 作文のテーマに「私の生い立ち」「私の家族」等本人の家庭環境に関するものや、「尊敬する人物」等思想・信条等を推測するようなものを出题していないか

6 適性検査

- ☐ 適性検査を、その目的外に実施していないか
- ☐ 適性検査の実施時期や方法等が適切かどうか
- ☐ 適性検査の実施や判定及びその活用には、専門的知識のある人があたっているか

7 面接

- ☐ 面接によって判断する目的が明らかになっているか
- ☐ 面接方法・質問内容について、十分検討がなされているか
(「面接マニュアル」の作成、面接担当者全員の事前学習 等)
- ☐ 面接担当者には、適切な人がなっているか
- ☐ 応募者の基本的人権が十分に尊重されているか
- ☐ 外面的な容姿、態度等にとらわれず、客観的に判断できる方法、基準が確立されているか

8 身元調査

- ☐ 本籍地や家庭の状況、家庭の環境等、就職差別につながるおそれのある身元調査は、採用選考前はもちろん、内定後においても絶対に行わないでください

9 採否の決定

- ☐ 公正な選考結果であるか、応募者の適性・能力を総合的に評価しているかについて、再点検しているか
- ☐ 「否」とする場合、その理由を明確にしているか

10 内定から入社まで

入社承諾書(請書)、誓約書、身元保証書について

- ☐ その必要性や内容について検討したか
- ☐ 特に必要がないにもかかわらず、従前からの慣習で提出させていないか
- ☐ 内容について、過度な責任や法令等に反することを求めるものとなっていないか
- ☐ 提出させる場合であっても、不必要な書類の添付や身元保証人の数など、必要以上に応募者にプレッシャーを与えていないか

11 入社後

- ☐ 住所・氏名等の確認には、「住民票記載事項証明書」を使用しているか
- ☐ 個人情報を収集する場合は、必要性について十分に検討しているか。

※「採用と人権」は、以下のURL(大阪府ウェブページ)からご確認いただけます。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/0110090/rosei/koseisaiyo/index.html>

差別のない社会づくりのためのガイドライン
～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～

平成 27（2015）年 10 月発行
（令和 7（2025）年 4 月改訂）



大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課
〒559-8555
大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）38階
電話 06-6941-0351（内線2392・3）
